

午前10時30分開会

○林委員長 おはようございます。ただいまより環境まちづくり委員会を開会いたします。傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

次に、欠席届が出ております。神田地域まちづくり担当課長が通院のため、欠席です。

本日の日程をご確認ください。議案審査、報告事項と続いてまいります。この日程のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

なお、議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、坂田副区長にご出席いただいております。

○坂田副区長 よろしく申し上げます。

○林委員長 はい。それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第20号、千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例についての審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○神原環境まちづくり総務課長 それでは、議案第20号、千代田区道路占用料等徴収条例等の一部の改正について、ご説明させていただきます。環境まちづくり部資料1-1、電子ファイルですと、01のファイルをご覧くださいませでしょうか。

まず、項番1の概要です。2点ございます。1点目は、3年ごとの固定資産税の評価替えに伴いまして、道路占用料等を改定するものでございます。2点目は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条文を追加することから、千代田区都市公園条例中の引用条項第21条第2項第1号が第22条第2項第1号へと変わるため、規定整備を併せて行います。

項番2、改定する条例は、3年ごとの固定資産税の評価替えに関するものが（1）、aの道路占用料等徴収条例、bの公共溝渠管理条例、cの都市公園条例、このうち、（2）の規定整備に関わるものがcの都市公園条例でございます。

項番3、改定の概要です。一つ目は、道路占用料等徴収条例の別表の道路占用料の種別ごとの単価を改定するものでございます。二つ目は、公共溝渠管理条例第9条の使用料の月額使用料を改定するものでございます。三つ目は、都市公園条例の別表第2の土地の使用料の単価と別表第3の公園の占用料の種別ごとの単価を改定するものでございます。

使用料の考え方ですが、道路占用料等の計算の原則は、固定資産税評価額より算定した道路価格に使用料率及び占用面積、修正率を乗じて決定します。さらに、国からの通知により、現行の道路占用料等から激変緩和を講じており、増加分については、上限を1.2倍としております。主に道路を占用する電気・通信・ガス事業者からは、占用料据置きの要望がありましたが、特別区の主管部課長会等で議論の結果、今回の改定内容を決定したものでございます。

資料、次のページをご覧ください。

（2）のバリアフリー法に関する改正です。施行令第15条に「劇場等の客席」が追加されたことにより、都市公園条例の引用条項第21条が第22条へ変わるため、規定整備を行います。

項番4、新旧対照表につきましては、別紙をつけさせていただいております。

項番5、改定の予定です。（1）の道路占用料等の改定は令和7年4月1日から、（2）の規定整備は令和7年6月1日からを予定しております。

参考として、今後の道路占用料等の見込みです。道路占用料の令和7年度の歳入見込みは72億9,400万円で、令和6年度の予算額と比較して、9億3,400万円増となっております。以下の使用料は、資料に記載のとおりです。

項番4——失礼しました。項番6ですね。改定の予定——大変失礼いたしました。続きまして、前回、当委員会から資料要求のあった事項について、説明させていただきます。

道路占用料等の推移に関する環境まちづくり部資料1-2、電子ファイルですと、02をご覧ください。

初めに、道路の占用物件になります。インフラ事業者が占用する主に電気・通信・ガス・上下水道に係る電柱や電線、管路や鉄道施設が該当します。また、建築工事等の際の足場や仮囲い、店舗や事務所等の看板類や日よけも占用物件となります。

続きまして、道路占用料の推移です。平成18年度から区独自の算定方法を採用しており、令和7年度の道路占用料全体は72億9,400万円で、前回の改定の4年度と比べ、14.6%増の見込みとなっております。

資料の次のページをご覧ください。袖看板の道路占用料の推移となっております。道路インフラと同様に、占用料単価は上昇傾向にありますが、区民等への影響を考慮し、区の事務処理要綱により、単価の上限を5,760円と定めるとともに、占用料の対象となる袖看板の表示面積を控除するなどの措置を講じております。このため、占用料全体では、大きな推移はございません。

次に、公園使用料の減免措置です。区の規則により、資料記載の1から4号に該当する場合、使用料は減免となり、東京都や区が公益のために使用する場合や、町会やエリマネ団体が主催し、地域活性化を目的としたイベント、自衛消防訓練などが該当になります。令和5年度の公園使用の実績は、減免あり99件、減免なし56件となっております。

参考に、令和5年度のイベント関連の道路使用の実績は、減免ありが131件のうち、全額減免が130件、2分の1減免が1件となっております。

最後に、バリアフリー法施行令の一部改正についてです。環境まちづくり部資料1-3、電子ファイルですと、03のファイルをご覧ください。

今回の一部改正により、施行令第15条に「劇場等の客席」が追加されました。概要は、劇場等の車椅子使用者用の席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう、見直しを行うものです。現行では基準がありませんでしたが、見直して400席以下の場合、2席以上設ける、401席以上の場合は0.5%以上設けると、基準を設けるものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○林委員長 はい。以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○岩田委員 まず、減免の単価なんですけども、減免の単価って、これは平米単価ということなんですかね。

○神原環境まちづくり総務課長 減免の単価——占用物件によって、メーターのものがあ

ったり、面積のものがあったりしますので、それによって、対象によって変わってくるものでございます。

○岩田委員 資料の電子資料の〇1で、どれだ、定率物件と定額物件というのがあるじゃないですか。これは、どういうふうに定めて、どれを定率して、どれを定額にしたんでしょうか。

○林委員長 〇1。岩田委員。〇1、資料番号。

○岩田委員 資料番号で言うと、1-1、電子で言うと、〇1。

○林委員長 1-1で。結構です。1-1。

どこですか。

○岩田委員 の、1ページ目の3のところのひし形というか……

○春山副委員長 計算の原則。

○岩田委員 そうです、そうです。

○林委員長 あ、原則のところ。改正内容の。

○岩田委員 定額と定率があるんですけど、これって、どうやって決めているんですか。

○林委員長 では、総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 定率物件というのは、独自のものといいますか、地下街のような特別なものになっておりまして、定額物件というのは、電柱ですとか、埋設管と、あと、看板ですね、そういったものが定額物件というような扱いにしております。

○岩田委員 いや。それは、書いてあるのは分かるんですけど、そうではなく、それをどうやって決めたのかというか、（発言する者あり）はい、そういうことを聞きたいんです。

○林委員長 定率物件と定額物件の分ける根拠の何らかの規定は何ですかということですが。（発言する者あり）

○神原環境まちづくり総務課長 特別区のほうで統一基準というのをつくっておりまして、それに基づいて分けているものでございます。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、看板で、袖看板とか、そういうのを、あと、地下街とかは分かるんですけども、どれだ、これも1-1か。1-1で、どれだ、地下じゃなくて、地下街じゃなくて、地下にあるお店で、地下街とかの広いところじゃなくて、ビルの地下にあるバーみたいなところ、あるじゃないですか。そこというのは、例えば、入り口、ビルの外ではなく、入り口のところに看板とかをつけても、それはお金は取られないんですかね。つまり、一步入ったところの上のところにつけてある看板というのか、例えば、何かちょっと「非常口はこちら」みたいな、そんなサイン、ネオンサインっぽいようなやつって、分かりますかね、イメージ。

○林委員長 岩田委員。それは、地下の区道。

○岩田委員 いや。区道に面している建物で、（発言する者あり）そうですね、厳密にいうと、室内になるんですよ。（発言する者多数あり）

○林委員長 私有地なのか、道路占用料なんで、区道上なのかということになってくるんで。

○岩田委員 だから、それは、ぎりぎりのところというのか……

○林委員長 ぎりぎり……

○岩田委員 入ったところだったら大丈夫ということなんですかね、私有地だから。

○林委員長 私有地は大丈夫なんでしょ。道路のところ、空中でも駄目、取るという形なんです、そのぎりぎりのところというのが、区道にかかっている、かかっていない、地下、地下。（発言する者あり）

○岩田委員 敷地は私有地だけども、あ、それはあれだ、ビルの外に出ていましたね。ビルの外に出ている、私有地の中だけども、ビルの外に出ている看板。

○春山副委員長 上空の定義。

○林委員長 というと、空中ですよ。空中ならいいだろうという世界の。その定義はどういうふうになっているのかという質問でよろしいですか。

○神原環境まちづくり総務課長 道路と私有地の境界線から、上空上であっても看板が出ていけば、占用料の対象になります。

○林委員長 区道上に空中であっても1センチでも出ていけば、使用料が発生すると。ぎりぎりのゼロベースだと、発生しないと。

いいですか。岩田委員。

○岩田委員 すみません、じゃあ、確認。私有地があって、そのビルは、区道からちょっと下がったところにあるんですが、ビルの外の看板、でも、下から見ても、上から見ても、区道にはかかっていない。それは、お金はかからないでいいんですかね。

○林委員長 さっき、いいんですよ、それでね。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。道路区域にかかっていないということであれば、占用料は発生しません。

○岩田委員 ありがとうございます。

○林委員長 はい。よろしいですか。

○桜井委員 ちょっと今の関連で。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 道路の占用料、大変な金額だということも分かりました。今の岩田委員とのやり取りの中で、地下のこと、地下10分の3ということで、この料率によって金額が変わってくる、占用料が変わってくるということなんでしょうけど、地下については、今の質疑の中で分かりました。この上空と地上ということが書かれているんですけど、この地上というのは1階部分ということで理解してよろしいんですか。上空という定義をちょっと教えていただきたいんです。

○神原環境まちづくり総務課長 上空で分かりやすいのが、電線とかが上空の占用になってきます。

○桜井委員 看板だけで考えちゃ駄目なんだよね。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。あと、1階、地上部分というのは、例えば、東京電力の地上機器とか、そういったものが……

○林委員長 地中化のときのブース……

○神原環境まちづくり総務課長 ブースですね。そういったものが地上の占用物件になります。

○林委員長 あれが取れるんだ。

○桜井委員 なるほど。なるほど。

そうすると、先ほど違う資料でしたけども、地下に埋設をされているとか、地上に電線が張っているとか、看板だけのことを考えていたから、それとはこれに結びつかないところがあったんですけど、そういったようなものも対象になるということになるわけだね。そうすると、例えば、上空に線が張ってあるというのは分かりましたけど、ビルの2階部分、3階部分のところにかかって看板が出ているようなものなんかについては、これは、地上という扱いになるんですか。上空、上空というのは、何かの建物にくっついているというイメージなんですかね。

ちょっと具体的なもの、今、電線という話をお伺いしましたけど、もう少し具体的に教えていただきたいんですが。

○神原環境まちづくり総務課長 看板類は、資料1-2、電子データですと、02のところに、占用物件の、道路占用物件の一覧というところで、代表的なものを載せさせていただいております。今、インフラ事業者のお話をさせていただきましたが、看板類については、上空といいますか、2階、3階レベルであっても、地上というような取扱いで計算のほうはさせていただきます。

○桜井委員 そのときの料率というのは、別に階高に関係なくして、一律にかかるということに理解してよろしいですか。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。一律ということと考えていただいてよろしいです。

○桜井委員 はい。ありがとうございます。

資料で用意していただいて、1-2を見ていたんですけども、年次によって金額が随分違ってきています。それで、例えば、28年から31年度ところというのは、結構大きな金額、また、31年ももっと大きな金額で占用料の計上がされているわけなんですけども、何か特別な規則の改定だとかというようなことというのがあったんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 先ほどご説明したとおり、固定資産税の評価替えによって単価を設定しておりますので、そういった変動によって変わってくるということもございます。一方で、激変緩和措置は講じておりますので、その中で、範囲では収めてはいるんですが、占用物件の申請数が年度によって変わってまいりますので、例えば、その年に占用物件の申請が多かったりした場合、歳入のほうが増加するといった傾向がございます。

○林委員長 併せて、上昇する条例ですね、スライドして、3年に一度。これ、どこまで行けるんですか。固定資産税に基づいて、満額規定だったら、どれぐらいの税収になるのかということも説明していただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 今の固定資産税の価格がある意味変動するものですので、一概には言えないところはあるんですが、近年の傾向を見ますと、上昇傾向にはないと、というような状況でございます。

今回の改定の際、いろいろ算出はしたんですけども、ほぼほぼ千代田区独自の価格には近づいてきているというような状況でございますので、ここから大きく上振れするというようなことは、今後はないのかなと。これまでの固定資産税評価額というのが一定水準を今のまま保つというのは前提でございますけれども、大分、千代田区の実勢価格には近づいてきたかなというようなところになっています。

○林委員長 なるほど。

春山副委員長。

○春山副委員長 委員長、関連です。

この道路の占用物件の対象が三つに区分されていて、占用物件ごとにも区分されているんですけど、この全体の見込みの72億の内訳というのは、数字として出されている——件数なり、数値なり。どこの占用物件の収入がどのくらいなのかという、可視化できていると、もう少し議論が早いのかなと思うんですけども、その辺の数字みたいのはあるんでしょうか。

○林委員長 試算のところは……

○春山副委員長 それを出してもらえれば、本当は楽ですよ。

○林委員長 関連で、同じ。

はやお委員。歳入、大事だよ。72億はでかいもん。

○はやお委員 このところの確認がしたいのが、道路占用の推移を見ていただくと分かるんですけども、平成31年から——ごめんなさい、これは平成31年から令和4年で、特に倍とは言わないけど、結構大きい。だから、そのところは、多分、インフラ事業者の歳入が入ったからということだと思うんですけど、この辺のところ、明確に説明しないと、みんなが、これ、分からないと。

それと、あと、このインフラ関係のものが結局内在する、今までの袖看板だとか、その程度だったのが、このインフラ事業のところの収入が多くなっているということなんですよ、多分。だから、そこは、今言った、内訳が分からないと、構造的な妥当性というのが説明できないはずなんですよ。

汚いけど、××も××も一緒にみたいなあれですよ、説明ですよ。だから、ちょっとそこをきちっと教えてください。

○林委員長 答弁のほうが出ると。

じゃあ、もう一回、行ってもいいですか。

○桜井委員 そうだね。そこら辺が分かるといいね。

○林委員長 じゃあ、併せて、春山副委員長、もう一度、再度、確認……

○春山副委員長 それと併せて、先ほどから、桜井委員からも質疑が出ていると思うんですけど、（発言する者あり）この地上と上空と地下の割合というのは、多分、もう一覽で分析なり数値が出ていると思うんです。地上のものが割合として大きいのか、上空のものが大きいのか、地下が大きいのかという、その数字感も教えていただきたいと。

○桜井委員 もう72億の割合。

○春山副委員長 そうですね。その割合が項目ごとに分析ができていけば、それが一覽で分かる……

○桜井委員 対前年ぐらいは知りたいよね。

○春山副委員長 そうですね。

○林委員長 じゃあ、改めて議事整理すると、まず、72億の見込みがあると。そのうち、定率物件、定額物件それぞれの内訳と、併せて、個別の電柱ですとか、電線類、上下水道とか……

○春山副委員長 その分類ごとにね。

○林委員長 資料1-2に基づいた金額なのか、割合なのかというのをちょっと整理してお答えしていただけますか。で、はやお委員のほうは、伸び率ですよ。（発言する者あ

り）インフラがどれぐらいを占めていると。これは、もう固定になりますんで、一般事業のほうは変動が大きいだろうと、工事によって。看板類というのは、ビルが建つ瞬間だけが出る、増えるんでしょうけども、増減もないというところで、行けるかな。駄目だったら、休憩を取りますが、どうしますか。答えますか。

○神原環境まちづくり総務課長 すみません。

すみません。この表の3分類ではないのですが、72億9,400万のうち、インフラに係るものが67億6,800万円余りとなってございまして、大半を占めているような状況でございます。そのほかの物件というものが残りということでございます。

○林委員長 どうせあれなので、鉄道施設というのは、千代田区でどれぐらいあるのかというのと、皆さん、多分、委員の方も興味あるのが、電柱があると。これが電線類地中化になったときに、どういう影響を想定されているのかというのが、区の施策でも地中化って……

○春山副委員長 地中化は地中化で別の項目に移る……

○林委員長 違う、違うの。ここに入らないの。埋設物とブースターとか、ブースターじゃねえ、何だ、鉄の箱のやつなんで、どういう想定をされているのかというのを。

休憩を取ったほうがいいですか。行ける。大丈夫。

○神原環境まちづくり総務課長 電線類地中化に関わる管路というのは、単価としては、この資料にございます電線といいますか、地下の管路ということになるんですけども、地中化の場合は、単独、東京電力ですとか、通信会社が独自に埋設している場合は、9分の1の減免、あと、電線共同溝の場合は10分の8の減免ということで、同じ埋設物としては取り扱ってはいるんですけども、減免措置を講じているというような取扱いになっております。

○林委員長 だから、増えるの、減るの、収入が。

春山副委員長。

○春山副委員長 すみません。ちょっと、多分、委員長がおっしゃりたいことの確認なんですけど、電柱があるときの占用料と地中化したときの占用料の変化は、どういうふうに変わっていくんですか。減るんですか、増えるんですか。あと、科目が変わるんですか。

○神原環境まちづくり総務課長 科目は変わらずに、地中化したところの占用料は減免措置が講じられるというところになっています。

○林委員長 だから、減る。

○神原環境まちづくり総務課長 あ、減ります。

○林委員長 減る。

○春山副委員長 減。

○林委員長 地中化すればするほど、この七十何億というのが減っていくということです。

○春山副委員長 もう一つ、いいですか。

すみません。（発言する者あり）もう一点、はやお委員の関連なんですけれども、この平成25年から28、31、4と大きく変動、上がっているところは、固定資産税の見直しによって上がっている、それ以外のほかの要因はないということでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 上がっているところは、先ほどお話ししたように、固定資産税の評価替えと……

○春山副委員長 見直し……

○神原環境まちづくり総務課長 あとは、占用物件の申請件数によっても変わってくるというようなところがあります。

○春山副委員長 申請件数がもう出ていると、本当のところか。

○神原環境まちづくり総務課長 そうですね。すみません。資料のほうにちょっと載せてはいなかったんですけども、そういった状況がございます。

○春山副委員長 なるほど。

じゃあ、ごめんなさい、口頭で答えていただければ。28年度から31年、4年、7年の申請件数だけ教えていただけますか。

○林委員長 出ますか、すぐ。（発言する者多数あり）

では、休憩。えっ、副区長が答えますか。休憩。休憩。

午前10時58分休憩

午前11時02分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

ただいまお金の歳入の内訳等々について、ちょっと調べる時間が必要だというので、それ以外のところで、どうぞ。続き。春山副委員長。

○春山副委員長 続いて、減免のところについてお伺いさせていただきます。減免の131件って、口頭で頂いたんですけども、これは、全体の件数に対して何%ぐらいが減免の件数になるんでしょうかというのと、2点目が、130件のうち、公園・児童遊園と同じように、内訳の該当のところか分類されているのであれば、それも教えていただきたいです。あと、2分の1のところになったところがどこなのかというのも、内訳に併せて教えていただけますか。

○林委員長 総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 道路の、口頭でお伝えした部分でございますけれども、イベント関係の道路使用に関してでございますが、減免は全て対象となっていて、131件のうち全て減免なしといったものはなくて、そのうちの130件が全額減免、1件が2分の1減免です。2分の1減免の対象となっているのは、学校が2分の1減免ということで、対象になってございます。

○春山副委員長 学校。（「2分の1減免」と呼ぶ者あり）半分払ったということですよ。

○神原環境まちづくり総務課長 半分払ってもらった。

○春山副委員長 学校。

○神原環境まちづくり総務課長 学校です。

○林委員長 はい。学校。私学なの……

○春山副委員長 あと、すみません。

ごめんなさい。全体の許可件数のうち、131が占める割合を教えてください。

○神原環境まちづくり総務課長 全体の道路占用ということでいうと、イベント関係は131件……

○春山副委員長 いや。全ての道路占用の件数。

○神原環境まちづくり総務課長 全ての。

○春山副委員長 はい。

○神原環境まちづくり総務課長 じゃあ、それも、ちょっと、今、お調べしているところでございますが。

○林委員長 一緒に調べる。じゃあ、お時間を、全体でね。

○はやお委員 関連。

○林委員長 関連。

はやお委員。

○はやお委員 今のところの資料になる減免のところなんですけれども、結局、やっぱり語句の説明が不明確なんです。今、私は何%なんていうのは聞かれても分からないんですよ。だから、例えば、2号該当というのが61件と書いてありますよね。この2号該当が減免率が幾つというふうに定義されているんですか、お答えください。

○神原環境まちづくり総務課長 大変失礼いたしました。資料、減免ありというのは、もう全額減免ということ……

○はやお委員 これは全額減免。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。減免なしは、これは減免がありませんので……

○はやお委員 ありませんので。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。ということで、すみません、資料の……

○はやお委員 全部100%減免。

○神原環境まちづくり総務課長 100%減免で、使用料は頂いておりません。

○桜井委員 インフラ物件も入っているの。

○林委員長 公園・児童遊園ですよ。

○春山副委員長 これは公園・児童遊園ですね。

○林委員長 ここは、エリア限定で。

○春山副委員長 口頭で言っているのは、道路のところ。

○林委員長 道路も含めてというところに。

○小枝委員 関連するけど。

○林委員長 はい、どうぞ。まだ。

春山副委員長。

○春山副委員長 もう一度ご説明いただきたいんですけれども、これ、調べないと分からないのであれば、調べていただいて。131件のうち、2分の1減免は学校ということだったんですけれども、131件が区なのか、町会、エリアマネジメント団体なのか、4号該当の企業、学校なのか。道路のところの内訳も教えていただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 130件の内訳としましては、エリアマネジメント団体が77件。

○林委員長 多いね。

○神原環境まちづくり総務課長 町会等が23件、区や都などの公共団体が30件でございます。

○春山副委員長 分かりました。ちょっとこれ……

この推移というのは、この3か年ぐらいの推移を教えてくださいなんですけれども、質問している趣旨は、ウォークブルの実証実験をやっていく中で、この町会団体じゃなく

て、使いたいと言ったときに、やっぱり道路占用料を要求されたケースがあって、2年度目はウォークブルの実証実験の扱いになったので、減免措置を受けられたそうなんですけれども、それが、いや、上がっていくと、やっぱりすごい額になるわけですよね。その減免の在り方と区の政策のところがどういうふうにリンクしていくのか。やっぱり収入としてきちんと取っていくことも大事だけれども、区民が使いやすいように道路の在り方を考えるというときのこの占用料というのはとても問題になるので、その3年間の推移も併せてお答えいただけますか。

○林委員長 ライブで行きますか。

○神原環境まちづくり総務課長 ちょっとお調べ……

すみません。そちらについても、お調べさせていただきたいというところではございません。

○林委員長 全然、効率的な議案審査にならない依命通達でしたね。

どっち、関連。

岩佐委員。

○岩佐委員 今回の春山副委員長の関連なんですけれども、やっぱり、区の政策と減免の在り方という点で、地域冷暖房に関しては、6分の5以上に対して減免するというのがこの徴収要綱ですか、徴収条例のほうに記載されているんですけれども、こういった、どちらかという、環境配慮に対してのいろんな施策に対して、特に、いわゆる、インフラ事業者さんが、電気とかガスとかがそういった商品を使う際に、しっかりとそれを減免していくというのは、一番大きなところが電気・ガス事業者だとすると、そういったことで誘導していくというのはありだと思っんですけども、地域冷暖房以外にそういった環境配慮したものに対する減免というのは何かありますか。

○林委員長 春山副委員長のウォークブルというか、インフラ事業者以外のところで、今、岩佐委員が言ったのは、インフラ事業者の領域の話。

○岩佐委員 要は、政策と……

○林委員長 上の話ですね。72分の67億、税金のあるインフラのところ、ちょっと切り分けて、インフラのところは恒久的になるんでしょうけれども、変動率があるのはそれ以外のところなんで。インフラのところは分かるの。お答えできますかね。

○岩佐委員 まだ、これは続きが……

○林委員長 続けますよね。お答えできないと言われたんで、引き続きで。

総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 じゃあ、ちょっと前段の部分のイベントのところを補足で……

○林委員長 混ぜちゃって大丈夫ですか。続いちゃいますけど。

○神原環境まちづくり総務課長 じゃあ……

○林委員長 インフラのところだけのほうがよろしいかと思えますよ。

○神原環境まちづくり総務課長 インフラのほうでいうと、先ほど岩佐委員のほうからお話がありました地域冷暖房については、要綱のほうで減免措置を持っている。その他の環境配慮に対する減免措置といったのは、現在の要綱の中では記載されておられません。

○岩佐委員 これは続けないほうがいいの。

○林委員長 いやいや、どうぞ。お答えできないんで、変動率の。

○小枝委員 外れたことを今しか言えないでしょう、だって。

○林委員長 いや。大丈夫ですよ。

岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。ありがとうございます。

この要綱の改正のタイミングというのは、この金額の改正のタイミングとほぼ合わせて改正されているんでしょうけれども、この要綱の項目に対しての改正というのは、そんなに行われていないなという、ちょっとあれなんですけど、ある程度、この記載の中だけで対応できる幅というのがどれぐらいあるのか。じゃあ、環境配慮なら環境配慮で、この商品、あるいはこの20%をCO₂が削減できるんだよねとか、あるいはこれ、再生可能エネルギーの電気を使っていますよねというようなことがしっかりと証明できれば、今の条文で減免は可能なんですか。

○神原環境まちづくり総務課長 要綱の裁量の範囲ということだと思いますが、我々としても、そういった環境配慮に対する区としての取組というのは推進していかなければいけないというようなところもございますので、国からの通達とか、そういったものも参考にしながら、この要綱の中で、そういったところまで検討できるかといったところは、ちょっと持ち帰らせていただきたいなというふうに思います。

○林委員長 ごめんなさい。インフラのところで、再生可能エネルギーになると、要綱の行政裁量で減免率が増えたりできるような仕組みになっているんですか。

○神原環境まちづくり総務課長 そういったことはございまして、ほかの方策ですとか、要綱の中で、何かそういった環境配慮の取組について、できることがあるのか、ないのかといったところは、ちょっと我々としても検討といたしますか、させていただきますというふうに思います。

○林委員長 全然分からないね。

○はやお委員 じゃあ、また条項を入れないと……

○林委員長 要綱でできちゃうんだったら、再生可能エネルギーだから、原発を増やせば安くなるとか、そういう次元に裁量でできるのかね。まあ、いいか。（発言する者あり）
要綱とは、ちょっと条例とは違うんだけど。

○小枝委員 一つ。

○林委員長 一つ。（「二つ」と呼ぶ者あり）

小枝委員、大丈夫ですよ、もう。

○小枝委員 区民生活に関わる部分なんで、すみません。

○林委員長 国民、区民……

小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 皆さんの質問を聞いていて、ちょっとかみづらかったところもあるんですけど、すみません。でも、基礎的なところが分かってきましたが、この1-2の道路・公園占用に関する資料を出してもらいました。それで、先ほど、インフラ事業者が67億だよと。72億のうちの67億だということ、多くはインフラ事業者だよと。あとは、一般事業者の足場、仮囲い、これは工事関係だよと。最後に、一般事業者と区民等と書いてあって、看板類、日よけとなっているわけですね。この看板類、日よけということに関して

は、あるとき、たしか区が調査を始めてから、急に有料になって、コロナの最中に、こんなに経営が厳しいのに、何で今まで取っていなかったものを有料にするんだということで、かなりそういうことがあった。その資料が1-2の2ページ目なんだと思うんですが、違うかしら。要は、質問として確認したいのは、看板類と日よけというのが幾らなのか、そして、これはいつから始まったのか。

○春山副委員長 昔からあったのが、急に取られるようになった。

○小枝委員 そうそう。もともとのところもあったと思います。

○春山副委員長 昭和の初期にね。

○小枝委員 でも、何というんですかね……

○林委員長 床屋のほうがやられる……

○小枝委員 全部やるようになったんですよ、零細まで。

○林委員長 床屋さんまで。

○小枝委員 うん。ラーメン屋さんまで。

○林委員長 でも、政治活動の看板は取っていないという。

○小枝委員 そこ、ちょっと変化を教えてください。

○林委員長 総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 すみません。今、ちょっと令和5年度の実績になってしまいうんですけれども、令和5年度の歳入としては、全体としては、63億4,300円余ありました。（発言する者あり）すみません。63億4,300万円余ございました。そのうち、看板、日よけが6,130万円余というふうになっております。

これは、袖看板とか看板類については、もう昭和の時代からずっと占用料というのは発生しておりました。小枝委員、今、おっしゃっていたのは、区の全体の調査の中で、占用料を届け出していない看板があったということで、区のほうからお知らせをして、ちょっと看板の占用料をお支払いくださいといったような通知を出したと、そういった経緯だったと思います。

○小枝委員 それは何年ですか。

○神原環境まちづくり総務課長 直近でいいますと、今も調査やって、5年に一度やっているんですけども、通知を出したのは令和元年ということになっています。

○小枝委員 法に基づきやっていることだとは思いますが、恐らく、議員であれば、身近な商業者から、いきなり区のほうから通知が来て、使用料を払えというのが来たという声はみんな聞いていることだと思うんです。

先ほどの春山副委員長の質問ともかぶるんですけども、今、本当に物価高騰とか、非常に従業者は大変なわけですね。区からしたら、ただ6,000万というふうに思うかもしれないかもしれませんが、払っているほうからしたら、この表の見方もよく分からないんですけども、裏面の、1-2の裏面のところの一番直近でいうと、4年のところの数字がありますね、袖看板の道路使用料というのがありますね。占用料単価が7万9,850円ですと。減免単価が5,760円ですと。そうすると、7万9,850円、具体的に考えたときに、あそこのお店は幾ら取られているんだと思うわけですよ。一個一個、個別のことは言えないけれども、どのくらいの減免がそれこそできるのか、しようとしているのかというところは、こういうご時世だからこそ考えるべきところ、運用上考えるべきところじゃ

ないかと思うんですけども、それはどうなっていますか。

○神原環境まちづくり総務課長 まず、占用料の関係で、非常に厳しい状況の中、お支払いいただいているというところはごもっともでございますが、一方で、これまで占用申請されないで、払ってこなかった方と払ってきた方との公平性というのがございますので、我々としては、占用物件に対しては、道路占用料等を徴収するといったことは義務があるのかなというふうに思っています。一方で、先ほどもご説明の中で申し上げたとおり、できるだけ負担を減らしていきたいというようなこともございまして、占用料の単価としては、算出して、毎年上がってはいるんですが、そこはキャップをはめて、この減免単価という、5,760円というので使用料というのを取らせていただいていると。

○小枝委員 一律5,760円。

○神原環境まちづくり総務課長 一律5,760円です。

その上で、下の減免措置にもありますように、袖看板から、まずは、両面の場合は、5割減免した上で、2平米を差し引いて、その分に単価を掛けて、占用料として納めていただいていると。ですので、一つは減免の単価を設けてキャップをはめる、占用する面積についても減免の措置を取るということで、2段階で、できる限り負担を軽減できるような形を取らせていただいているというのが現状でございます。

○小枝委員 もう分かりましたが、5,760円がキャップ、要するに、上限ということですね。それはどんな、例えば、古本屋さんであろうと、ラーメン屋さんであろうと、床屋さんであろうと、払うわけですね。この日よけというんですけど、日よけというのが取られている。先ほど最初の説明のときに、据置きの要望があったけれども何だか区長会で決めたみたいな話が、聞き取れない中にもあったんですけども、区として、減免を増やしたり、一律、あるいはこういう——というのは、今回の予算を見たときに、商業者の人からよく言われるのは、全く商業支援が薄いと言われるんですよ。すごく子どもだ、何だということはあれけれども、商業支援が本当に何も——で、どんどん飲食店が潰れていると。こういう状況に対して、区は何の支援もないという中で、今回は、やっぱり値上げの条例なわけですよ。インフラ、あるいは公園云々というのはあるだろうと思いますけれども、そうした商業者からも、令和何年だ、取るようになったと。令和元年ですか。取るようになったと。

○はやお委員 令和元年。

○小枝委員 うん。全部、総綱をかけて取るようになったと。それは非常に負担になっているという声の中で、これ、もっと下げていく、負担を軽減するから、皆さん、届け出ない人にとっては心負担なわけですよ。だからといって、罰則はないんだけども、そういうことがないように、うんと一律、例えば、中小零細は1,000円とかにして、全員が届け出てくださいと、安心して届け出てくださいというふうな運用を考えるのが、身近な商業支援を含む占用料の改定じゃないかと思うんですけども、そういうこと、まあ、これから予算の審議があるんだけども、区の中でちゃんと議論しているのかどうか、あるいはしていないとしたら、この令和7年の中で議論してもらいたいんですよ。そこはいかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 占用料に関しましては、一律、公平性の中で、我々は徴収していくものが義務だというふうに考えております。また、ちょっと先ほどもご説明し

たとおり、この表を見ていただいても、かなりの減免を今しているというような状況です。令和4年度のベースで見ても、占用料の単価でいえば、もう7万9,850円になっているものを5,760円というところで、ずっと抑えているというようなこともございますので、そういった区の状況といったものも、ご負担している方にもお分かりするような形をちょっとお示しするのがいいのかなというふうには我々としては思っておりまして、これをまたさらに減免するといった考えは、今のところございません。

○林委員長 要は、今回の条例改正によって、支払いの量は増えるんだけど、減免規定によって変わらないというところですよ。で、区のほうで取り組むとすると、袖看板のところは恒久的にあるんで取るんですけど、移動式に置いてある看板とか、たまに政治関係の方の看板を見かけちゃうんですけど、区道上に。そういったところをきっちりと公平性を持って、移動で、朝出して、夜引っ込めるというのと、袖看板のところとかというのを、柔軟に対応しながらやっていくというのが値上げのときのやり方なんではないかな。これ以上上げるとするのは、なかなか条例改正上難しいと。減免率というか、定額でキャップをはめているわけなんで、これ以上は、なかなか地方公共団体として、公平性のところでは、もう踏み込みづらいところに相当来ているという現状認識で。そのほかのところは、少し柔軟性を持たせながら、公平性ですよ。だって、袖看板の人は引っ込められないですもんね。だけど、移動式のはできるとかというのを、どこまで、昔よく言われたのり代ある行政、今はなくなっちゃったんでしょけど、依命通達によって、そういうのを出していってもらえれば、かなとは。

というのが整理で、その上で、出ましたか、先ほどの。行けるんでしたら、春山副委員長の続きのエリアマネジメント等々からの……

○春山副委員長 内訳ですね。

○林委員長 内訳。まだ。内訳。大事な内訳前提で。行ける。

○神原環境まちづくり総務課長 まず、道路占用料の総件数につきましては、ちょっと過去、古いものがまだ今調べ中でして、令和2年度からでよろしいでしょうか。

○春山副委員長 はい。

○林委員長 令和2年度の総件数が1,384件、令和3年度が1,428件、令和4年度が1,483件、令和5年度が1,390件。

○林委員長 減っちゃったんだ。

○神原環境まちづくり総務課長 はい。それと、道路のイベント件数、過去3年ということ。実績が出ておりますところで、令和3年度77件、令和4年度141件、令和5年度131件になっております。

○林委員長 はい。春山副委員長。

○春山副委員長 数字の提供、ありがとうございます。

できれば、こういうもう出しても構わない数字だと思うので、できるだけ可視化して、見てすぐに状況の変化が分かる、隠すものでもないと思いますので、今後、数字の提供はできるだけしていただきたいと思います。

減免のところ、もう少し質問させてください。区としては、ウォークブルの実証実験も含めて、できるだけ道路空間を人にというような方向性が掲げられていると思うんですが、これは、道路占用課では、どのように、今後、そこを考えていくんでしょうか。大阪市は、

ウォークابلにしていくという道路占用課が、この間もセミナーで説明をしているという状況でした。なので、道路占用課が区の掲げる方針に対して積極的に関与していくというふうにしないと、やっぱり、すごくストレスが、ウォークابلの実証実験の方々は、警察協議も、道路占用の協議も、もうほぼボランティアに近い状態で届出までの作業をやらなきゃいけないくて、だんだん疲弊して、もう実験をやっても意味がないねみたいな声も聞こえてくるわけですよ。そうすると、やっぱり海外の都市とか国内の事例に比べて、後退していくという状態になるので、そこをどういうふうに道路占用課として取り組んでいくのかということは、ちゃんと考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 そういった声も、我々も頂いております。今の規定の中で、どういった形でご負担を減らしていただけるかというようなところで、先ほど実績として報告させていただいて、2分の1減免1件というのにつきましては、いろいろ要綱の読み方とかで、減免を半分まではさせていただいたというような状況でございます。そうはいっても、地域の方が、春山副委員長おっしゃるように、ボランティアというような形で、いろいろ高い意識を持って、そういった活動をされているといったところを我々としても後押ししていかなければいけないというところは思っておりますので、今後の地域の活動にできるだけ協力できるような形で、どのように運用していったらいいかといったところは検討させていただきたいというふうに思います。

○春山副委員長 ぜひ、お願いしたいと思います。

要綱の見直しも、やはり併せてきちんと検討していただきたい。これ、道路占用料が上がると聞くと、もしそれが認められなければ、またさらに高い金額を払わなきゃいけないというふうに皆さん思うわけですよ。それがないように、要綱の見直しも併せて検討していただきたい。

札幌は、そういうことがないように、広場条例を、代表質問で以前させていただきましたが、恒久的というか、しょっちゅう使えるような空間は広場条例をかけてしまって、もう手続は必要なくするとか、そういうことも含めて、千代田区でも、ウォークابلなり、人のにぎわいというところに関しての取組を検討、横断的に検討していただきたいと思います。

○前田ウォークابل推進担当課長 先ほど来ウォークابلに関してのご質問を頂いているところでございます。

ウォークابلにつきましては、千代田区としては、地域課題を解決するという一方で、ある程度の、ある程度といいますか、公共性を持って取組を推進していこうということで、私たちは支援をしているというところでございます。この間、実証実験をするに当たりましては、それぞれの団体がそもそも免除の申請が行えるような団体であれば、申請に際して、私たちは書類作成等を補助すると。一方で、主催がまだまだそういった団体でないという状況であれば、私たちが占用のお手続を取るということで、区として、実証実験を実施してまいったというところでございます。そういった形で、支援を様々にしながらといったところではございますが、今後、展開するに当たって、どこまで行政として私たちが地域の活動を支援していくかということにつながってくるというふうに思っています。その中で、実際に、それぞれの取組がやはり公共性があるといったことであれば、ウォークابلとして占用も免除してほしいということでの協議を進めていくところかなというふう

うに思っていますが、それがどうしても営利といった形になれば、それをウォークブルという名称に区として支援できるのかどうかといったところが課題が残るかなというふうに思っていますので、その辺りの整合性はしっかりと取っていききたいというふうに思っています。

また、庁内の中では、この占用のところは環境まちづくりの総務課のほうで対応しておるところでございますが、なかなか許可側が緩和の制度を考えていくというのは非常に難しいところもあるかなというふうに思っています。そういった状況の中で、ウォークブル推進の担当者会議も含めて、担当の中でのこういった課題で解決できるか、制度面の運用についての議論もさせていただきながら、また、管理職間でも、ウォークブル会議と、推進会議ということで、連携を図りながら、地域振興部とも連携を図りながらやるところでございますので、そうした機会を設けて、地域の方々の活動を支援できるような形の取組に際しては、制度については、研究を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

○林委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 ちょっと基本的なところなんですけれども、資料の作り方の確認なんですね。1-2というところに書いてありまして、道路占用料の推移と書いてありまして、7年度の見込みと、ここに書いてある。でも、裏面を見てみますと、4年度で止まっていて、見込みが書いていないです。だから、ちょっと、ここは丁寧さに欠けるんですよ。何かというと、資料というのは、整合性を持って議論をしていくんですから、こっちが4年度で、こっちが7年度とやったら、何なんだか、比較ができないんですよ。だから、まず、そこは確認したいことと。

先ほども口頭で言ったんですが、そこは答えてもらいますよ。あと、公園の使用料の減免措置という資料の中に、先ほど何年なのか分からないけど、130件と言ったと言うんだけど、これも、資料では、令和5年度の実績と書いてあるわけですよ。そこだったら、普通、もし口頭でやるにしても、書面化してもらわないと、口頭で言うことじゃないんですよ。議案審査ですから。だから、これは何年度だったか、もう一度確認をしたいということと、資料の作り方に非常に不満です、私は。

それと、先ほど言ったインフラの事業者に対して、いつからこの関連の定額金が上がったのかということをお答えしていただきたい。まず、基本的なところを確認したいと思います。

○神原環境まちづくり総務課長 ちょっと資料の作りに整合がないところは、大変、私の出し方としてよくなかったのかなと反省してございます。

令和7年度の、こちらの看板の見込みにつきましては……

○はやお委員 これ、こっちの令和7年度の看板の、あるだろうと、見込みが……

○林委員長 すぐ行けますか。

○神原環境まちづくり総務課長 すみません。ちょっと、そちらは確認させていただきたいと思います。

○林委員長 じゃあ、時間をかける……

○神原環境まちづくり総務課長 先ほど口頭で申し上げたのは、資料記載のほうで公園の令和5年度の実績ということで、先ほど口頭で申し上げたのは、道路のイベントの令和5年度の実績ということで、全体で131件あったというようなご説明でございます。

あと、道路の占用料を区の独自ですかね、変えたというのは、平成18年から、23区の一律単価を使っていたものから千代田区独自のものに変更したというようなことになってございます。

○林委員長 確認するのは時間がかかりますか。すぐできますか。すぐできる。

では、私どもの正副委員長からも一言だけ、はやお委員の。従前は、資料について、随分と正副委員長で更新をかけましたけれども、それをやってしまうと、依命通達、資料の書き換えを強要されたという記載が以前出てきましたんで、やっていません。

以上です。（発言する者あり）

○神原環境まちづくり総務課長 あと、ご質問ございました令和7年度の……（発言する者あり）

○林委員長 ノーチェックです、資料の。だって、強要と言われちゃう。

○神原環境まちづくり総務課長 令和7年度の袖看板の見込みにつきましては、令和4年度とほぼ同じ水準ということですので、2,100万円台というようなところになってございます。

○はやお委員 私、個人的な恨みでエリアマネジメントのことをやるつもりはないんですが、やっぱり、今後、エリアマネジメントということで……

○林委員長 77件。

○はやお委員 増えていくと。で、公園使用料の減免措置のところ、3番目、町会とか商店街とかそういう振興のところは、これはオールドメディアとか新しいメディアではないけども、これは既存の非常に伝統的な組織団体だと。今後、エリアマネジメントになってくると、団体主催に対して減免をしていると。これは全額ということだと思っんで、さっきの話。そうすると、区と協定を締結するという言葉なんですよ。どういうことを重要視して協定を結びと、減免になるのかということの説明しなくちゃ駄目なんですよ。今後増えていくんですから。それで、逆に言うと、闊達に増えていくかもしれないし、どういうふうになっていくのかもしれないんだから、このところはということなのか、はっきりと答えていただきたいと思います。

○林委員長 数も当然含めてですよ。

○はやお委員 もう数も。そうです。

○林委員長 協定しているエリアマネジメントの数と……

○春山副委員長 協定の……

○林委員長 協定の中身。

○はやお委員 中身。

○林委員長 の説明を。

○はやお委員 そこは、せめて、こういうところ……

○春山副委員長 規定のところ。

○はやお委員 今日、エリアマネジメントのことになると、何か副区長がいると、すぐぴりぴりして、エリアマネジメントだとなっちゃう。

○林委員長 今、入っていますけど。

○はやお委員 いいんですよ、別に。（発言する者あり）

○林委員長 どっち。ウォークプル推進担当課長。

○前田ウォークブル推進担当課長 ただいま、現状につきましては、担当課長のほうでご案内をさせていただければというふうに思います。

今後のエリアマネジメントということで、現在、今、エリアマネジメントということで占用申請等を行っているところにつきましては、特に大丸有地区であるとか、そういったところについては、都市再生推進法人として、そういった一定の指定を受けて展開をしているといったところでございます。また、今後増えていくといったことにつきましては、どれだけ地域が一体となってやっていくかというところで、それが規模として、先ほど申し上げた都市再生推進法人のような形の体制を取っていくのか、あるいは区でまた別途認定することで、そういったものを認めていくかどうかとか、そういったものについては、引き続き研究が必要かなというふうに思っております。と言いながらも、エリアマネジメント団体には、地域のそれぞれ主体となるような方々がお集まりいただきますので、もしかしたら、町会の方々が加入されていれば、町会としての取組の姿勢が可能になるかもしれないし、あるいは商店街の方が加入されていれば、そういった制度活用も可能かなというふうに思っております。

その状況に、その編成によって、対応は変わるかなというふうに思いますけれども、今後、エリアマネジメントということで増えていくといったことがありましたら、そういった形のもので占用申請として適切かというのは、引き続きの検討ということで、庁内の中でも考えていきたいというふうに思っております。

○林委員長 何団体だったの。何団体、締結。

○はやお委員 何団体とか、それは……

○林委員長 それは、総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 区のほうが都市再生推進法人の指定をしているのは、5団体になってございます。一つずつ申し上げますと、秋葉原タウンマネジメント、あと、これは一般社団法人の大丸有地区まちづくり協議会、これも一般法人の有楽町駅周辺まちづくり協議会、一般社団法人の日比谷エリアマネジメント、NPOの大丸有エリアマネジメント協会、この五つになってございます。

○林委員長 じゃあ、この協定を締結しているというところの説明はこの5団体で、大丸有だけ二つあるんだ。

春山副委員長。

○春山副委員長 すみません。ちょっと改めて、もう一度、この5団体が都市再生推進法人に指定されていて、都市再生推進法人に指定されているところのみが今は協定を5団体として結んでいるという理解でいいんでしょうか。この都市再生推進法人の指定の要綱というか、そこを教えてくださいませんか。どういうところが都市再生推進法人に認定されるのかというところですね。

○林委員長 すぐ出ますか。出ない。

○神原環境まちづくり総務課長 概略……

○林委員長 概略。まず総務課長。

○神原環境まちづくり総務課長 指定に基づきましては、これは地域のまちづくりを担う法人として指定してございまして、このことによって、地域自らが地域特性を生かしたまちの活性化を図るために、公共空間を地域のイベント等に活用することが可能となって、

その収益によって質の高い地域の維持管理ですとかを、様々なまちづくりを展開していくと。そういったようなところが要件になってくるかなというふうに思っております。

○春山副委員長 なるほど。すみません、という意味では、やはり開発なりに伴う収益が上がるところでないと、やっぱりこれだけのマネジメントをやるということは、もう財源も含めてすごい難しいと思うんです。それができる地域もあるけれども、そうじゃない地域に対してどういう地域活動を支えていくのかということは、やっぱりよく検討していただかないと、事業者主体のところのみがウォークアブルにはなるけれども、実際にたくさん人が住んでいるところはウォークアブルにならないということがもう現状生じているので、行政のサポートの仕方というのは本当に早急に検討していただきたいと思います。

○前田ウォークアブル推進担当課長 今、ただいま区内でのウォークアブルについての推進についてのご指摘を賜ったところでございます。先ほど担当課長のほうから都市再生推進法人のお話をさせていただきましたが、都市再生推進法人になるに当たっては、例えばですけども、まちづくり会社ですとか、NPO法人であるとか、一般社団法人、一般財団法人、こうしたものを経なければなかなか再生推進法人まではなれないという、さらにまた1段階あるというふうに認識をしてございます。一くくりでエリアマネジメント団体といっても、どこからがそういった制度活用が可能な団体なのかといったところも含めて検討する必要があるかなというふうに思っております。

いずれにしても、私どもとしても、地域振興部と連携をしながら、こういった形の支援をしていくのがいいのかと、公共性を担保できているということが発信できるのかといったところは、簡単にこの場でできると言うほど、ちょっと制度として公平性を保つのは困難かなというふうに思いますが、いずれにしてもそういった地域の活動を支えられるように、公共的な活動を支えられるような支援制度については、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 この辺のところ、確認したいところは、さっきも出てきましたように、日比谷エリアマネジメントが一応協定の対象であるということ。普通に考えると、今までも日比谷エリアマネジメントについては、そのステップ広場に関するところについては無償貸付けということですから、そこは関係するだろうと。でも、ここのところについて、ここの道路が公園とかと使うとして減免エリアというのはあるのかなのか。そのところをお答えいただきたい。

○神原環境まちづくり総務課長 日比谷のエリマネのステップ広場につきましては、道路区域ですとか公園ではございませんので、占用料、使用料の対象の区域とはなってございません。

○はやお委員 結局は、じゃあ、この協定を締結しているというだけで、日比谷エリマネのところについては、たしか公道のところを寄せていますけれども、区道として残っているところも一部あったと思うんですね。なかったかな。そこだけ、あったのか、なかったのかを含めて、もし例えばそのところを使っているといったら、その対象ということにもなり得る話だから。たしか道路の、区道は少し一部残っていたと思うけど。そこが一番、ほら、加島さんとか副区長が一番詳しいんだから、答えてよ。

○加島まちづくり担当部長 付け替えたところは、先ほど総務課長がお話したとおりの

ステップ広場という形なので、そこは道路ではないです。

○はやお委員 ないよね。

○加島まちづくり担当部長 ただ、日比谷シャンテだとか、あそこら辺は道路であるので、そこを使うときはやっぱり占用の許可だとかは。

○はやお委員 それは出す。

○加島まちづくり担当部長 必要になってきますので、そういったときには申請をちゃんとしてもらってやるという形ですね。ステップ広場の使うことに関して、こういったことをやるかというのはもちろんこちらのほうに届出をしてもらっていますので、そういった意味ではちゃんとしっかり区のほうに確認をやっていているという形でございます。

○林委員長 あんまり日比谷に絞ってもあれだけど、77件の令和5年度実績で、道路の使用の減免があって、それぞれ1番の秋葉原から、5点の分類ってできているんですか。できていない。総体としてだけ。秋葉原が多いとか、大丸有が多いとか、日比谷が多いというのは分からない。減免の。分からない。

○神原環境まちづくり総務課長 すみません。やはり大丸有エリアのイベントといったものが一番多いのかなというふうには思っていますが、すみません、件数の詳細までは把握はしてございません。

○はやお委員 決していけないことではないんですけど、にぎわいを。やっぱり私の一番思うのは、やっぱり区民の、確かに昼間人口に対しても千代田区として様々な施策をやらなくてはいけないということはありますけれども、やはり今後、先ほどの話がありましたとおり、エリアマネジメントが設置されていったときに、この都市再生推進法人でないのもあり得るわけですよ。だから、そののころについては明確なものをつくっていかなくてはいけない。それで、結局はそののころもきちっと明示していかなくちゃいけない。研究ということじゃないんですよ、もう直近の課題なんですよ。だから、そこをどういうふうやって、あとこの収入にも関わってくることで、そのの整理について、今、積極的な話をさせていただかなくちゃいけないです。し、私はね、エリアマネジメントに関して、こういうことについてあえて言うわけじゃないけど、昨日の答弁に関して非常に不服ですよ。100条調査について、分かったと言っていることについて言っているのに、そのの問題じゃないとはっきり言ったんですから。

それと、加えて、僕はこれは疑義で言うんですよ。エリアマネジメントのこういうことについての考え方についてを言いたいですよ。それと、原告側のほうがあそこまで言って終結にしたにもかかわらず、そののころについては今までもやって、今後もやっていきます。やらないという宣言をしたんですよ。そういう姿勢でエリアマネジメントのことが整理できるのかということなんですよ。お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今のははやお委員のお話、日比谷に関しては、先ほどの……

○林委員長 いや、だから……

○加島まちづくり担当部長 あ、先ほどじゃない、昨日の答弁をさせていただいたとおりで、いろいろ100条の調査もありながら、今そういう状況であるといったようなところですよ。

一方で、その他の都市再生推進法人ではないエリアマネジメント団体、そういったものをどう支援していくかといったところをご指摘されているのかなというふうには私は今認識

しておりますので、そこに関しましては、今年度、エリアマネジメント団体のガイドラインみたいなものをつくろうよということで、エリアマネジメントの勧めですかね。それを今やって、今後、来年度に入って、パブコメだとかもやったり、前回ですかね、すみません、ちょっと忘れてしまったんですけど、委員会のほうにもご報告させていただいたかなというふうに思っていますので、しっかりそういったところで取組を示していきたいなというふうに思っております。

日比谷に関しましては、先ほど言ったとおり、昨日私が答弁した、今の中では答弁したとおりということでございます。

○はやお委員 私は一事が万事なんですよ。あえてエリアのことに、エリアマネジメント、日比谷のことを言っているのは、結局は行政、つまり政治の世界というのは、信なくば立たずなんですよ、孔子が言っているように。結局は汚い水の中に一生懸命真水を入れたってきれいにならないんですよ。反省し、これをやっていく。そういうものがなくして進められないではないか。そして、原告の3人の元区議会議員の方々、もし、あの答弁を聞かせられないですよ。言うならば、だまし討ちですよ、はっきり言って。じゃあ、何のために終結したのか。このことについては予算のところでも丁寧に、総括のときやらせていただきますので、やはりここについては本当に真剣に行政のことを考えていただきたいと思えます。お答えください。

○加島まちづくり担当部長 申し訳ありません。現時点で私は、昨日、本会議場で答弁したとおりということで、ちょっとお答えさせていただきます。

○林委員長 ほかに質疑で。大丈夫。全ていなくなっちゃいましたけど。あ、いらっしゃる。（発言する者あり）いえいえ、大事な。

○はやお委員 委員長みたい……

○林委員長 えっ、いやいや。エリアマネジメントについては、秋葉原以外はみんな千代田区の南側で、ほぼ住民の方がおられないところですけども、北側の町会ですとか商店街ですとか、非常に多い既存の組織があって、ここにどういうふうに区が関与していくのかというのは、既存の組織を大切にしながらというのは非常に難しいところであって、これを減免措置するというのになってくると、ちょっとぎすぎす、依命通達でぎすぎすしたみたいなのはいいんですけど、町場がぎすぎすすると大変なことになってしまいますので、慎重にも慎重の上で、減免の措置のところは、基準をもし拡大するんだとしたら。今は一般社団法人とか、何だっけ、都市再生特区本部とか基準があるんですが、これがなくなった段階で決壊にならないような形を注意深く見守りながら、私たちもやっていければと思います。

いいですか、質疑を終了させていただいて。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、質疑を終了いたします。

討論、いかがいたし……。 （発言する者あり）あ、大丈夫ですか、ふかみ委員。聞かなかったですけど、質疑。いいですか。

○ふかみ委員 大丈夫。

○林委員長 大丈夫ですか。はい。

討論も省略でいいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは討論も省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第20号、千代田区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○林委員長 はい。ふかみ委員、岩田委員、岩佐委員、小枝委員、はやお委員、桜井委員、春山副委員長の賛成全員です。よって、議案第20号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第20号の審査を終了し、日程1の議案審査を終了いたします。

休憩します。

午前 11時51分休憩

午後 0時59分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、日程2、報告事項に入ります。初めに、（1）環境配慮行動宣言制度および千代田エコシステム推進協議会の見直し案について、執行機関からの説明をお願いいたします。

○山崎環境政策課長 それでは、環境配慮行動宣言制度および千代田エコシステム推進協議会の見直し案についてご報告いたします。環境まちづくり部資料2をご覧ください。別紙に宣言本文も掲載していますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、概要です。区では2050年ゼロカーボン／ゼロ・ウェイスト及び2030年ネイチャーポジティブを目指し、様々な取組を進めております。これらの目標達成のためには、区民や事業者等の環境問題への意識を高め、環境に配慮した行動宣言を促すことが非常に重要だと考えています。そこで、区では個人向け及び事業者向けの環境に配慮した行動を宣言する制度を構築いたします。個人に対してはエシカル消費や再エネ電気への切替え、二重窓の設備、食品ロス削減などの推進を宣言していただくこと、事業者に対しても環境に配慮した事業活動や環境マネジメントシステムへの参加などを宣言していただくことで、環境への意識を高める普及啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

また、その際には、一般社団法人の千代田エコシステム推進協議会と協力して、この宣言制度の普及啓発活動を進めていきます。実施は令和7年度からの予定でございます。

次に、この宣言制度の内容についてですが、個人向け宣言につきましては、13項目のうち7項目以上を選択していただくと。そして登録方法としては、区ホームページのポータルサイトを使って登録していただく予定です。特典としては、この省エネ補助金等助成制度への申込み可能とするとか、あとは区のイベントへの優先参加権ですとか、ロゴマークの使用とか、そういったものを予定しております。

次に、事業者向け宣言につきましては、1から12までは個人向け宣言と共通としまして、省エネ診断の受診やCO₂排出量の見える化など5項目を加えた17項目のうち、9項目以上を選択していただくということでございます。登録方法としては、同じく区のホームページを使って登録する予定でございます。登録特典としては、ホームページ上で宣言をした事業者のリストを掲載したりとか、あとは個人のほうと同様にロゴマークの使用などを予定しております。そうした特典を使って参加を呼びかけたいと考えております。

次に、千代田エコシステム推進協議会の見直し案についてでございます。千代田エコシステム推進協議会は平成20年の設立から16年が経過しております。これまで区独自の環境マネジメントシステムである千代田エコシステムを運営し、一定の役割を果たしてきたところでございます。しかし、時代の変化に合わせた改革の必要の高まりや、区の環境政策との連携強化などの必要性が求められていることから、CES推進協議会（千代田エコシステム推進協議会）の下に、環境マネジメントシステムに関する専門家など、外部の有識者も委員として招いて構成したCES見直し検討会、こちらを設置しまして、事業内容及び体制等について検討し、見直し案を作成したところでございます。今後、CES推進協議会の総会に付議する予定でございます。

CES推進協議会の課題としましては、区の施策である脱炭素ですとか循環経済の実現、ネイチャーポジティブ、そういったものとの連携が求められていないことや、環境関係の取組を推進する企業・団体などの会員の増加、またマッチング機能の強化が求められていることと、環境マネジメントシステムである千代田エコシステムがなかなか普及できていないといった点があります。

そこで、見直し案としましては、区の重要施策である再エネ電気への切替えとか、各種助成制度、そういったものの取組の認知度を上げて、行動変容につなげることを目的とした、先ほどの環境配慮行動の宣言制度、こちらの普及啓発を行うことをCES推進協議会の主たる業務とします。

会員の目的についても、当該宣言制度及び千代田エコシステムの普及のために活動することと再定義しまして、その目的に賛同した企業・団体を会員とするというところでございます。

また、環境マネジメントシステムとしてのCESは、他の環境マネジメントシステムと比べても費用負担が少なく、事務処理を簡素化した仕組みであることから、中小規模のオフィスや店舗などに特化した環境マネジメントシステムとして非常に意義があるということから、今後も存続していくというところでございます。

今後のスケジュール案としましては、3月下旬にCES総会で見直し案の決定をします。また、個人向け宣言については、春ぐらい、ゴールデンぐらいをめどに考えております。事業者向け宣言につきましては夏頃を考えております。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方は何かございますか。

○岩田委員 すごい細かいところからなんですけど、この別紙のところの個人向け宣言の内容の、電気を再生可能エネルギー由来のものに切り替えますというのがあるんですけど、電力会社によってはプランがあって、100%再生可能エネルギーの電気なのか、50%なのか、何十%なのかみたいなプランがあるようなところもあったりとか、あとは会社によっても、うちは使っていてもちょっとしか使っていませんよみたいなものもあるじゃないですか。これはやっぱり100%のところの電気にしてくださいということなんですかね。

○山崎環境政策課長 区の目標としては、やはり2050年までにゼロカーボンにしようというところでございますので、基本的には全て再エネに切り替えていただければというふうに思っております。というのも、千代田区の電気の、電気といいますかね、CO₂排出量の内訳等を見ますと、やはり8割方電気が占めております。ですので、一番最初にこ

の電気の再エネ化というのを挙げさせていただいたところで、基本的には全て再エネのほうに変えていただきたいなというところの思いでございます。

○岩田委員 じゃあ、100%再生可能エネルギー由来のものではないと、この宣言に関しては達成していないということになっちゃうのか。それとも、あくまでしてもらいたいなぐらいの感じなのか。どっちなんでしょう。ちょっと細かくて申し訳ないですけども。

○山崎環境政策課長 こちらのほう、当然こちら書いてあるとおり、再生可能エネルギー由来のものにしてくださいと。切り替えますと自分で宣言をして、自主的に進めていただければなというところで書かせていただきました。

○岩田委員 すみません。そこではなく、100%再生可能エネルギーのものに切り替えないと、一応これは宣言は達成したことにならないのか、それとも、今までは全然再生可能エネルギー由来のものじゃなかったけども、10%でも20%でも、再生可能エネルギーのプランにしましたよといったら、それで一応達成ということになるのかどうかというところなんです。

○山崎環境政策課長 達成か達成でないかというところで言いますと、100%再エネ由来のものに切り替えることによって達成というふうに考えております。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

すごいトータルで見て、これを再生可能エネルギーのものかどうかというのは、プランとかそういうのを調べれば分かっちゃうんですけど、これ、達成できたかどうかというのも分からないのもあるじゃないですか、宣言の中には。例えばクールビズ、ウォームビズを実践しますといっても、どの程度しているのか分からないというか、紙使用を控えペーパーレス化しますといっても、まあ、ペーパーレス化しますといっても、例えば千代田区の中でも完全にペーパーレスじゃないじゃないですか。だから、もちろん会社なんかでも完全なペーパーレス化というのは難しい。それを調べるのも難しい。

一応、この宣言をすることによって特典がある。その特典を当てに、何か本当は達成していなくても、やっていますよと言うようなところが今までも結構あったのかどうかというのはどうなんだろうね。

○山崎環境政策課長 考え方としては、まずは宣言をしてもらおうということが、これは目的です。あとは、一番最初に書いてあるとおり、自主的に積極的にそっちを目指してやってもらおう。当然、先ほどおっしゃっていただいたとおり、役所もペーパーレス化もゼロではないですよ。ただ、ペーパーレス化を進めていこうというところではこれからも続けていくということですので、実際これに参加して宣言してもらおうということがみそで、そこで意識も高まるんじゃないか。そのために補助だったりいろんな特典とかを一応つけて、皆さんに参加をしてもらいたいという思いでございます。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。皆さんの意識を変えるということが大事ということですよ。

今までというのはどうだったんでしょう。こういう、これは見直しですから、今までもあったわけですよ。今までの人たちというのはどうだったんでしょう。こういう何だ、宣言していた人たちというのは結構いらっしたんですかね。どれぐらいいらっしたんでしょう。

○山崎環境政策課長 この宣言自体は、新たにこういう宣言制度をこれから構築します。

今おっしゃっていただいているのは、千代田エコシステム推進協議会で行っている事業はこれまではどんなものだったのかというところもあるのかなと思いますが、例えば環境に関する講習会などを実施していたとか、普及啓発の啓発品を配っていたとか、そういったことを今までCESの推進協議会では行っていて、あと環境マネジメントシステムとしての千代田エコシステムの普及啓発とかも含めてやっておりました。その環境マネジメントシステムはそのまま引き続き行って、それ以外の部分を、この宣言制度をもっと普及啓発していこうと、これから普及啓発していこうというところの部分の見直しということでございます。なので、宣言制度自体は新しく構築するものでございます。

○岩田委員 すみません。分かりました。ありがとうございます。

ちなみにこれを宣言した後、例えば飲食店とかでも、あの店は明らかにこれは違うじゃないかと、宣言しているけども全然こんなのはやっていないぞというのが明らかになったときに、取消しとかというのはあるんですかね。

○山崎環境政策課長 今のところ、取消しだとかいうところまでは考えてはいないですが、今後進めていく中で、もしそういう問題が出てくるようであれば、検討していくというところなのかなと思っております。

○林委員長 どうぞ、春山副委員長。

○春山副委員長 幾つか確認させてください。以前からこの千代田エコシステムの形がすごい古いんじゃないかというのは質疑させていただいてきたので、こういう形で再生していくということはすごくいいことだと思います。ありがとうございます。

確認させていただきたいんですけども、この千代田エコシステムのこの宣言を含めたところに、千代田清掃事務所で行うごみゼロだったりとか、そういったものをここに集約していくということで理解はよろしいんでしょうか

○山崎環境政策課長 集約というよりは、その考えをこの宣言の中にも入れて、同様に環境への意識を高めていってもらえればなというふうなところでございます。例えば個人向け宣言のところの4番とか5番のところ、そういったごみ関係、6番もそうですね、リサイクルだとかも入っております。そういったところを入れて、皆さんに意識をしてもらうということが重要なのかなと。それで行動変容につなげていければなというふうに考えております。これも一つのゼロ・ウェイストを目標に掲げて進めていく手段の一つなのかなというふうに考えております。

○春山副委員長 分かりました。千代田区の政策、それぞれすごいちゃんと取り組まれているのが多いんですけど、個別細分化されてしまっているところを、環境という切り口で統合、統合というか一元化していくということはすごい大事なのかなと思います。

この事業者向け宣言の事業者の定義なんですけれども、ここは企業であるとかマンション管理組合だとか、例えば逆に言えば区の出張所みたいなところも含めて全体で取り組んでいく必要があると思う。その辺の定義づけのところと、庁内での他部署なり公共施設のところとどういう連携をしていく予定なのか、お伺いしたいです。

○山崎環境政策課長 事業者向けというふうにはしているのは、企業とだけではなく、町会ですとか、今おっしゃっていただいたマンションの管理組合もありますし、あと区役所内の職員に対しても、または出張所とか各施設に対しても使えるように考えております。当然、区だけじゃなくて、官公庁はほかにも国の機関とかもあつたりもしますけど、そうい

ったところもぜひ一緒になって取り組んで、盛り上げていてもらいたいなというふうに考えております。

○春山副委員長 そういった意味では、代表質問でもさせていただいていますけれども、まちみらい千代田との連携、マンション管理組合であるとか企業の共同参画というところでは、そこの連携がすごく重要になってくると思います。そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 もちろん地域振興部とももちろんですし、ほかの関係部、全ての全庁的に一緒に連携してやっていこうというところでございます。区長を本部長として、地球温暖化対策の推進本部の会議の中でもこちらのほうを報告させていただいて、これから進めていくというふうに議論して決まっておりますので、これからまちみらい千代田の関係とも連携して進めていきたいというふうに考えております。

○春山副委員長 これを最後にします。この一般社団法人の千代田エコシステムの推進協議会のホームページは、すごく古いというか、分かりにくいというか、自分たちの事業説明みたいになってしまって、これだとやっぱりこの個人向け宣言したい人たちって、何を指すのかというのが、全くわくわくしてこないと思うんです。海外事例ばかり引用して、恐縮なんですけれども、この2050年に目指す像がどれだけ、何か楽しい社会なのか、楽しいまちなのかというのがやっぱり分かるようなデザインをきちんとしていただく。都市が木密化されているとか、循環型経済だけこんな楽しそうとか、緑化されてレインガーデンをまちじゅうにあるような、2050年の千代田のゾーンというのをちゃんと何か示していただいて、そこに皆さんが向かうような、そこはきっちりと取り組んでいただきたいなと思います。

○山崎環境政策課長 おっしゃるとおり、ちょっと今のCES推進協議会のホームページとかを見ると、非常に物足りないというところはごもっともかなと思います。来年度に向けて、どうしてもマンパワー的な問題とかもあたりもして、人の入替えとかも大幅に考えて、そういったホームページだったり、アピールすることに関して明るい方を招いたりしてということを推進協議会のほうでは進めておりますので、今後どんどんホームページも含めて、アピールの仕方とかというところは変えていきたいというふうに考えております。

○林委員長 これは新年度予算で予算が担保されているんですか。それとも、されていなくて今後なのか、だけ確認をしたほうがいいですね。

○山崎環境政策課長 予算的には、来年度すぐ大きくお金をかけてホームページを変えるような予算というのは今ついておりま——予算の話。

○林委員長 予算です、予算です。来年度に予算案として編成しているのかどうかというところです。

○山崎環境政策課長 来年度予算に関しては、それ用に編成はしておりません。

○林委員長 再来年だ。

○山崎環境政策課長 ただ、人の人件費等は変わらず当然ついていて、人のほうも入れ替えるというようなことは聞いておりますので、またこの課題を含めて工夫をしていくというところでございます。

○林委員長 まあ、必要だったら予算措置もしないと、せっかく見直し……

○春山副委員長 そうですね。これ、そう、……するのに、これだと盛り上がらないですよね。

○林委員長 見直しとって、セットで職員の方の口コミだけでは難しいでしょうし、エコシステム推進協議会の方のマンパワーだけでも、知っている人にしか結局対話できなくて、知らない人が入ってくる入り口の一つとして、流用でもないけど、何か考えて頑張ってくださいよ。

○山崎環境政策課長 すみません。令和7年度予算にはなかなか間に合わなかったところではありますが、少し長い視点でこの見直しの検討を始めたときには、令和8年度から大きくというふうなところもあったんですけど、できるところからやっっていくところから、まずはこの宣言制度というのは構築できるだろうと。なので、順々に進めていくけど、令和8年まで何もしないよというよりは、できるところから始めようというところで今進んでおります。なので、次の予算のときにはそういった足りない部分もいろいろ考えていきたいと思っております。

○林委員長 どっちがいいですか。お二人、手を挙げていますけど。譲り合っても。

じゃあ、先輩の小枝委員から。（発言する者あり）私の先輩。

○小枝委員 これまでの取組を拡充をするよという質問だったと思うんですけど、ちょっとこれまでのところがどうなっているのか、千代田エコシステムの、この何でしたっけ、制度は残しますと書いてありますよね。マネジメントシステム。これは事務事業概要に書いてあるんでしょうけど、何社、何団体とか、そういうまず現状、数字があると思うんですよ。それからCESの登録法人の何社、個人何人というのもあると思うんですよ。そういう現状が確認できるものがないなというところで、ちょっと教えてください。

○山崎環境政策課長 まず千代田エコシステムに今登録している事業所に関しては、資料のほうに書いてありまして、課題のところ。

○小枝委員 どこに書いてある。

○山崎環境政策課長 課題のところ、環境マネジメントシステムであるCESが普及できていない。で、括弧して実施事業者数が8件というところがございます。

○小枝委員 これまで全部でこれしかないの。

○山崎環境政策課長 そうということです。理由はいろいろあるかというところですけど。（発言する者あり）はい。今、8件しかないというところですよ。

○林委員長 どんどころ。

○小枝委員 でも、千代田区にも貼ってあるよね。あれは数に入っていない。千代田区にも貼ってある。

○山崎環境政策課長 区役所も入っています。

○小枝委員 区議会も貼ってある。

○山崎環境政策課長 区役所を入れて8件。

○林委員長 8件。

○山崎環境政策課長 はい。で、令和3年までは、各課といいますか、部署で1件でやっていたのを、令和4年からもう区役所を一つにまとめてということにしようというふうになり替えて、それで一気に少なくなっているというところですが、いろいろ確認したところ、確かに今まで数が78件、区役所だけであったというところ。だから、トータル80

件以上あったというところと言うと、監査だったりなんだりということを見ると、CES推進協議会からしたら、それほどもっと増やそうという気が、そちらのほうにあまり向かなかつたんじゃないかと、後から見直せば、というところで、今現在、区役所で一つということにしたことによって、今8件ということなので、やはりもっと外に目を向けてやっていかなきゃ駄目だというふうに見直し検討会の中でも結論づいたというところはありません。

あともう一つ、会員数ですね。会員数につきましては、正会員、賛助会員とそれぞれあるんですけど、企業、団体とか個人合わせて、正会員が令和6年で42、賛助会員が、こちら企業、団体、個人合わせて26ということでございます。

○小枝委員 これまですごく、一つ不思議だなと思っているのは、今ちょうどあしたのシンポジウムがあるというので持ってきたんですけども、「三菱地所グループの木造木質化事業取組の紹介」ということで、三菱地所の海老澤先生がおいでになる。こういうふうなことをやっても、ポスター一つ貼られていないし、ネットでの配信も、してはいないんだろけれども、何というのかな、何かやりづらいというか、ネガティブに言えば、区のほうはこれを強化しようという気が今まであまりなかったかな、みたいな。

いや、同じせっかくフロアにあるんじゃないんですか、事務局が。その方たちはその方たちで一生懸命働いていらっしゃるんじゃないんですか。けど、あなたたちは独立団体なんだから独立しておやりなさいというんで、何というのか、ちょっと冷遇されていたんじゃないかという気がしなくもない。そうじゃないかもしれないけれども、何か現場の人たちだけ責めてしまうような言い方になるのは少し違うんじゃないかなという気が。せっかく区のフロアを無償貸付けして同居しているわけですよね。でありながら、全体化した運営を連携しながらできていなかったのは、何かそこにコミュニケーションの問題があるのではないかと。生かしていこうとか、盛り上げていこうとか、もっと充実させていこうとか、人手やそうしたサイトを充実させる人たちを投入していこうとか、そういうふうなやり方をしてきたのかとか。

それから、千代田区では今そうか分からないけど、有名なホテルニューオータニなんていうのは、もう誰よりも早く、何というんですか、コンポストでそういった食料を全部肥料にするということを、もうそれは90年代ぐらいからやっていて、そういうところとはぎゅっと幾らでもマッチングするし、そのマッチングしようということを区のほうもやってこなかったんじゃないか。

何か提案されている宣言なんかはいいと思うんですよ。だけど、その根本原因をちゃんとしないと、幾らちょっと看板を変えても、ディスコミュニケーションと、お互いに官民合同でやっていきましょうというふうになるのかなというところはちょっと聞いてみたい。どうなんですか。

○林委員長 いいところですよ。予算前にこういったことをやっていただいて、要はヒト・モノ・カネとか、組織で足りないところの現状分析を出していただければと思います。

○川又ゼロカーボン推進技監 ありがとうございます。大変重要なお指摘だというふうに思っています。私も昨年7月にこちらに参りまして、この千代田エコシステムの見直しということがちょうどあるということを知って、まさに今どういった事業をやられているのかというところを見ました。今回、見直し案で提案、この見直し検討会の中には私も委員

として参画させていただいたんですけども、やっぱり今まで区の環境施策とこの千代田エコシステムの事業内容というのが、やっぱり必ずしもリンクしていないところが多くあるなど。先ほどの資料にもありましたけども、やっぱり一つは環境問題の広がり、もともとこの千代田エコシステムというのは地球温暖化に特化したものだったんですけども、やっぱり今、一般処理計画の改定とかがありますけども、循環経済の話、それからネイチャーポジティブの話、そういったものも出てきましたので、広がりを持たなきゃいけないということと、それから、区として、区の環境政策としてやっていきたいことをやっぱり支援する、後押しするような事業内容じゃないと、おっしゃるようにやっぱりそこがちょっと食い違っている部分があって、連携が取れていないところがあったと私も思います。なので、そこをがっちりリンクするようにしてやってあげれば、自然と連携というものも進んでいく話かなと思って、そういう形にまさに変えていきたいということで、今こういった見直し案ということで動いているところです。

○林委員長 技監、ちょっと議事整理に入ったんですけど、足りないのはお金とか、人とか、何かこの半年間で感じたことがあれば。もう予算に入っている感じですね。

○川又ゼロカーボン推進技監 そうですね。もちろん人とか予算がもっとあればやれることも増えていくんですけども、それよりも以前に、やっぱりそこら辺、あとそういった企業とかの巻き込みとか、すごく千代田区って、3万5,000社と、東商千代田支部でも7,000社あるので、非常にたくさんのいろんな、環境にもいいことをやっている企業というのはたくさんあると思います。今後はそういったところをやっぱりちゃんとコミュニケーションを取って、この活動と一緒にやっていけるような形に今後発展させていきたいというふうに思っていますので、ぜひちょっと来年からそういった活動をしますので、皆様方のご支援のほうもご理解をお願いしたいというふうに思っています。

○小枝委員 分かりました。その際、おっしゃるとおりなんだと思うんですけども、今まで仕組みをつくったり種をまいてきた人というか、井戸を掘った人たちを、リセットしていくのではなくて、そこを拡充していくということで、そういうイメージ感で大丈夫ですか。

○山崎環境政策課長 基本的には、先ほどお伝えした会員というのはもっともっと増やさなきゃいけないなというふうに考えております。ですので、今まで協力していただいた方をリセットというわけではなく、引き続き協力をしていただく。当然これだけの会員の方がいらっしゃるんで、生かしていくことも重要だというふうに考えておりますが、ただ、今、技監のほうからも言いましたけど、非常に多くの企業があるのにこれじゃ物足りないだろうという思いはありますし、千代田区全体でやっぱりゼロカーボンなりゼロ・ウェイスト、ネイチャーポジティブを進めていくことを考えれば、もっともっと増やしていかなきゃいけないというような考えで、この宣言をきっかけにそういった輪を広げていければなというふうに考えております。

○小枝委員 分かりました。

加えて、ここに非常に足りないなと思っているのは、区も事業者の一つなんだという言い方はありましたけれども、仕組みとして、区のほうが、そしてもう既に、何というか、私たち議員個人個人のレベルでも把握しているような、あるいは区のほうもいろんな担当が把握しているような、例えば屋上菜園をやっているところであるとか、あるいは蜂蜜を作

っているところであるとか、いろいろな環境活動をしているところがあり、あと花植えをしているとか、ああいうのだって環境活動の積極的な取組の一つなんですよ。そういうふうなことを、きっと1人5点挙げろと言ったら、みんないろんなことを挙げられると思います。そういうふうなことをもっと引きつけながら、やっぱりそれこそ未来、ごみストレスのない、環境によい時代が来るんだというイメージを引きつけていくときに、区の公共がやっておいたほうがいい受皿というの、実はすごくうまくいっていない部分があって、そこは大いに振り返りつつ、反省をしつつ、拡充をしないと、例えば以前に言いましたけれども、古布を集めるところというのは、うちの近くのは西神田がありますとか、神田公園の人は出張所の地下があります。でも公適配じゃないけれども、そうした公共の場が適正に配置はされていないんですね。

それからフードドライブを清掃事務所でやっているかもしれないけど、何で例えば区役所の1階、出張所とかいろんなところでやっていないんだとか。コンポストもそうですよね。港区だったら区庁舎でコンポストをやって、その堆肥をみんなに差し上げているなんてこともやっています。すごくそういうふうな公共の請け負えるコミュニティの中での適正配置というか、そういうふうなことがやっぱりできていないと、なかなかここに書かれていることを取っても、項目としても足りないこともあるし、実は前に進みたいんですけども、それぞれの役割がうまくかみ合っていないところを大いに振り返っていただいて、今までやってきたCESの体制を、ただただこんなという言い方をするのはなく、やっぱり行政とのコミュニケーション、それから企業とのつなぎ、いろいろなことがうまくいってなかったところは、そこは一旦公共のほうで引き受けて、だからこそ、そこを反省し、ヒト・モノ・カネを充実していきますので、ぜひ皆さん一緒にやりましょうという明るい呼びかけをしてもらいたい。そうしないと、それこそ二分じゃないけど、あっちのやり方、こっちのやり方というふうになってしまうと、せっかく未来に向かうものにならないと困るので、ぜひそのところはそういう仕切り直していかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 区としても、様々な環境の目標達成のためには、やはり区民の方、事業者の方の行動変容を促すということが非常に重要で、そのためにやっぱり力を合わせて、今、千代田エコシステム推進協議会もありますので、そういった力も生かしてこれからは進めていきたいと。新たにいろいろな取組を始めていきたいというふうに思っております。

○林委員長 よろしいですかね。やる。ある。

じゃあ、岩佐委員。

○岩佐委員 あと小枝委員の質疑、質問にもちょっと関係あるんですけども、この千代田エコシステム推進協議会自体が、まず一般社団法人に、わざわざ一般社団法人にして独立をさせて、こういった見直し案も検討会も社団法人さんの中からご提案されて練られてくるものかなというイメージだったんですけども、ちょっと今回ご報告をこちらから、区のほうから頂いていて、そこのちょっとどういう、独立性との関係でどんな感じで、結局は区が全部主導してやるのであれば、それはそれで、今、小枝委員がおっしゃったとおり、もっと見直せるところとかもっと広げるところがたくさんあるんだろうということなので、どこまで独立性を尊重しながら見直していくのかというのは、何かちょっと今回見直された手続の中で何か留意されたこととかはありますでしょうか。

○山崎環境政策課長 おっしゃるとおり一般社団法人ということですので、別団体でございます。今回、見直しを始めようと、検討を始めようというところも、CES推進協議会の中の理事会において発議されて、なので、やはり先ほど言った課題等の認識がありましたので、その中で、それでは見直しを進めようということで、今年度、検討会を開いて進めてきて、ただ、当然、区のほうも補助金等を出しておりますので、そういった立場もありますので、その中に一緒になって加わって、区と推進協議会が一緒になって検討会を進めていき、案のほうもつくってきたという経緯でございます。

ただ、やはり一般社団法人で、別団体、独立団体でありますので、そこは一線、線を引きながらも、条例等に地域温暖化対策の条例の中で言うと、この千代田エコシステム、そちらの運営管理、推進というのも補助要綱とかにも目的で書かれて、それでCESの定款のほうにも区と協力体制を取って進めていくというところもありますので、そういった部分を鑑みて、やはり区と力を合わせてやっていこうというところを基本にしながらも、新しくどういうふうな見直しをしたらいいかというところも協働で考えてきたというところでございます。

ただ、区のほうから、何というんですかね、頭ごなしに変えろどうこうというふうには、そういった意味ではしていないというところでございますね。（発言する者あり）

○岩佐委員 すみません。じゃあ、その会員の方、構成員の方が皆さんご納得されて、一緒にこの見直し案に取り組みされたということはちょっと理解しました。

でも、結構、今回大きな見直しというか、いろんなご指摘がいろいろあった中で、中からも発議があって、特にメインの行動の部分とか、会員さんが、これ、一度会員はリセットになるんですかね。今までクラス3は幾つとかと、先ほどの説明、ちょっと参加の仕方もちょうと変わるのかなと思うんですけども、そこからさらにこの総会を経て、また全体からちょっとまた見直しをかけていくのか。それで、先ほどの副委員長もおっしゃられたように、いろんな見直しをかけた中で、予算も関係ある中で、拠点も含めて、今、区役所さんにありますけれども、もっと連携しやすい拠点があるんじゃないかとか、またそういった広がるための見直し案というのが、見直しをここで1回、一つの区切りだけではなくて、この総会があっての区切りという理解でよろしいでしょうか。

○山崎環境政策課長 まず最初に、会員等をリセットするわけではないです。基本的にリセットとあって、できないですね。団体自体をなくしてしない限り、なかなかそういうのは難しいです。（発言する者あり）

あと、当然、段階を踏んで、理事会にかけたり、最終的にこの見直し案で行くかどうかというのは今度の総会で付議をして、そこで決まっていくというところでございます。

○小枝委員 ちょっとすみません。1点だけ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。この一社の、千代田区の部課長も会員になっていると思うんですね。どなたが、会員というか理事というんですか、お偉いさんの。あの会議に入っていらっしゃるのはどなたですか。

〔川又ゼロカーボン推進技監が挙手〕

○小枝委員 お一人だけ。お一人だけ。そうですか。

○林委員長 えっ、もう一人いるの。1人。

○小枝委員 そうか。私は連携というのは不可欠だと思っているんですね。というのは、区に情報が集中するし、先ほど言ったこのあしたの木質化の勉強会だって、本当だったらまちづくり部とかだって、聞かなかつたら、知っているよと言うかもしれませんが、これ、東京海上のあそこが非常にデザイン的にも、非常に有名な建築家が建てたものだ。100メートル以下で抑えたものだ。それに対して、建て替えるけれども、この木質による高層ですよ、を実現するということで、こういう実践になっている。これはもう民間のマンションでもできているところはありますけれども、日本のそれこそ山林の国産材を使うとか、それから、質問されていましたが、港区なんかの保育園では、こういう木質を多用した、何でしたっけ、保育園であるとか、あと江東区だったかどこかでは、もう学校建築はもう木質でやるんだということで、東京の何か補助もあるとか、そういう広がりのある話なんです、これ一つとっても。

だから、そういうことが本当につながっていくためには、行政との連携というのをもっとそれこそ野心的にやっていかないと、公共との連携って非常に重要だと思うので、そこを今までやり切れていなかったところをやっていくという体制に本当になっているのかどうかというのが、今この提案を出す段階のこれが、全然やっているんだかやっていないんだか分からないという状態からすると、非常にまだ見えない状況があるのですが、そのところはしっかりとした答弁をしていただきたいと思いますけども。

○山崎環境政策課長 小枝委員のおっしゃっている、あしたの講習会のPRということになります。そちらの計画立案の段階は、CES推進協議会担当の方が講習会を企画して、推進協議会の会員様プラスほかの区民の方とかを対象に、希望を募ってということですけど、そのタイミング的なところだけなんですよ、今おっしゃっているのって。当然、広報に間に合えば広報に出します。ただ、今回、広報にはとても間に合わない時期に決まりました。できることはというと、ホームページ、区のホームページのほうには載せてありますが、多分それでは不十分というようなお話なのかもしれませんが、あとは掲示板に貼るとかというやり方もありますけど、それもなかなか間に合わないタイミングだったと。あとは用意するだけのそういった時間もなかなかなかったというところで、あとは推進協議会の事務局のほうから各会員さんのほうにも案内とか、あとは区のホームページに載せるとかというところで、短い期間の中でできることをやっていったというところがございます。

ですので、協力体制というところでは、あしたの講習会に限って言えば、なかなか見えてこないと言われてしまいますけど、基本的にはこれまでも広報だったりなんなり、区の施設、当然あしたは区役所の会議室を使ってやるということも、我々と一緒に場所を取ったり、そういったことをして進めておりますが、今後も今までとそれ以上に共同して協力して進めていきたいというふうには考えております。

○林委員長 続いて、ゼロカーボン推進技監。

○川又ゼロカーボン推進技監 すみません。今回のこの講演会は、ある意味……

○小枝委員 一つの例で言っているだけですから。

○川又ゼロカーボン推進技監 現行の体制の中で、行動の中で企画されたものになっていまして、そういう意味では、こういったことも含めて、今度、来年度からは事務局の体制も変わりますので、もっと区と連携して進めていけるように変えていこうというふうな考

えておりますので、ちょっと来年度からしっかりと連携をしてみたいと思っています。

○林委員長 はい。

春山副委員長。

○春山副委員長 すみません。小枝委員の関連でちょっと確認させていただきたいんですけども、この宣言の登録、ポータル上というのは、何か新しいポータルが作られる。この千代田エコシステム推進協会のホームページみたいな形になるんですか。

○山崎環境政策課長 登録のこのホームページというのは、区のホームページでございます。そして、個人向けのポータルサイトは今現在ございます。その中に組み込んで登録のほうをやっていこうと今考えております。ただ、企業さんといいますかね、事業者向けに関しては、まだ団体向けのポータルサイトというのがないので、そこはちょっと工夫して、区のホームページ上でどういうふうに登録できるかというところは今後検討してやっていこうというところでございます。

○春山副委員長 そういった意味では、これからデジタルを使っていくということがすごく大事になってくると思うので、この一般社団法人のところのものは、紙配布とかじゃなくて、区に情報が集約されて区民に発信されるという形を取っていただきたいと思いますのと、地域デジタル通貨みたいなものも絡めたような取組というのをやっぱり連携してやっていただきたいと思います。

○山崎環境政策課長 様々な点でいろいろと工夫してやっていきたいと思います。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 この今日の報告を頂きまして、何か唐突に何か見直し案が出てきたという感じがするんですね。で、参加していただく意識を醸成するということは分かりました。で、これが全体の中のどういうふうなところに位置づけるのかということについての何か説明が分からない。つまり、例えば、これ、コンサルか何かでこの見直しについての何か整理がされたのかどうかということをちょっとお答えいただきたい。

○山崎環境政策課長 見直し案については、先ほど申し上げたとおりCES推進協議会の中に検討会を、専門家の方も入れて、有識者を入れて、その中で見直し案というものが出来上がりました。また、この環境宣言制度に関しては、これまでも、やはり行政としては区民、事業者への意識を高めるという普及啓発、あとは行動変容を促すというのが、何はともあれ、そこが主な目標といいますかね、と言っても過言じゃないぐらい、非常に重要な取組だというふうに考えておまして、それにも資するものかなというふうに考えております。

○はやお委員 じゃあ、その組織団体のほうで整理をしてきたよと。

あと、次ページの2ページになるんですけども、これまでの経緯とか課題と書いてあると。普通、こういうものを総括するということの整理の仕方が、普通は成果と課題を整理するんですよ。で、ここに書いてあるの。一定の役割を果たしてきたと。何がどう成果が出たのかというのが分からないんですよ。というのはね、何かといたら、成果があったら、この成果をさらに進めていくのかという整理と、成果が出たから止める、もうやめますという整理をしなくちゃいけないんですよ。そして、課題が何かといたら、課題をどうやってその目的に向かってやるか。これだと、べたで書かれていて、だからコンサルは入っているのかと。本当に、組織体が何かこう整理しているのかと。そういうところを

逆に誘導するのは、僕は執行機関だと思っているんですよ。これじゃあ、だって、進むべき道がよく分からないもん。だから、そここのところの整理の仕方も今後工夫していただきたいということがまず一つ。それと、やっぱり、別紙のところに書いてある、個人向けの宣言の内容って、選択した七つ以上で、さっき——後で、前のやつ、答えてくださいよ。七つ以上と書いてあるのと、事業者は九つ以上と書いてあるけど、あえて七つとか九つとかといった基準とか考え方というのはあるのかどうかお答えいただきたい。

○山崎環境政策課長 やはり、見直しの検討会の中でも、これまでの取組とかというのを見直して、中で、環境マネジメントシステムの千代田エコシステムって、もう一旦やめたほうがいいんじゃないかという話も出ましたが、やはり、ここにもちょっと見直し案の最後のところにも書いてありますが、よさというのがやはりあるよと。ほかにもISOですか、エコアクションとか、京都のKESとかって、環境マネジメントシステムではありますが、そういったところと見比べても、非常に安く、または、ある意味、管理がしやすいようなもので、非常に、そういった意味では、中小の企業さんとか小さい店舗とか、そういったところでやるにはちょうどいいんじゃないかと。で、予算も再確認できたというふうな見直し会の中での検討結果だったというところで存続をしていこうというふうな話になりました。

また、この宣言の七つ以上とか九つ以上というところで言いますと、半分以上というところはまあ一つあるんですけど、やはり全てできるかということ、そうすると、なかなかハードルが高くなって、皆さん、やはり興味を持ってもらいたい、参加者を多くしたいというところが一番に来るところでもありますので、あまりハードルを高くし過ぎないところがこの辺りじゃないかということも、検討会の中で決まってきたというところがございます。

○はやお委員 最後。何かということ、今後、これを進めていくときに、せっかく委員長が整理していただいたように、一つは、「コンサル入れるの？」とか言いながら、お金のことが関わってくるわけですよ。そういうところで、この専門性の高いものをやっぱりきちっとつくって行って、そしてみんなが行動変容してもらうためには、知る、分かる。あ、そうだねと、こういうことだったと知った上の知識から分かって、そうだと。でも、やっぱり行動できるというところは大変なことなわけですよ。そうすると、相当のテクニックのある人が整理していかないといけない。僕が言っているのは中身のことを言っているんじゃないで、この進め方の手順がどうなのかということ。

それとあと、分からないですよ、今、半分以上と言って、今言ったように、例えば宣言の内容について半分ぐらいだろうと。そんなもんじゃないだろうと。もっと質的なので、必須はこれにしてもらいたいと。だけど、これは選択なんだと。場合によってはもっと自由なものを項目として入れるんだというのが、この項目に魂を入れていくことじゃないんですかということをお願いしたいわけだよ。だけど、まあ、これは自分の意見ですよ。だから、そういうように、大変なことだと思っているんです、行動変容をしていただくということが。だから、そのために、遠慮なく、予算と人とをどうしてもらいたいのかと。

我々からすると、予算のことと人のそういう手当てのことについて明確に言っていないと、お金はね、来年ですよなんて、そんなもんじゃないんですよ。これをつくることが大変なことだと思っているんで。まあ、ここについてはちょっとその意見を言ってい

くとともに、応援団として、議会が応援団としてそういうふうに行きたいと思っていることを受け止めていただきたいと思いますので、お答えいただきたい。

○山崎環境政策課長 はい。ありがとうございます。今頂いたご意見とかも考えて、中身についてはいろいろ検討した中で決めておりますけど、この選択項目とか、先ほど言っていた必須のものとか、（発言する者あり）そういったものももしくつったほうがいいというふうに今後ちょっと検討して、決めていきたいなというふうには考えております。

何はともあれ、これ、非常に大事なことが書いてあります。で、当然、全部やっていただきたいというところもあるんですけど、やはり我々やっていると感ずるところは、環境に興味のない方、非常に興味はあってもなかなか一歩進めないという方、または企業さんとかたくさんいらっしゃる中で、まずは一歩を踏み出してもらえるためにはどうしたらいいかというところを一つ考えて今つくっているところですが、今、はやお委員の言っていたこと、非常に、ご意見ですね、今後それも含めて検討させていただきたいと思えます。

○林委員長 よろしいですかね。

○はやお委員 はい。

○林委員長 まあ、資料作りの作り方におきましては、従前はかなり、4半期に一度、区長に向けたサマーレビューとかなんとかとかで、こういう課題の整理とか成果の主義というのは、執行機関のほうで十二分に練られたものが委員会に出されていたと思います。それで、それが新たな組織風土という、また嫌みに捉えられるとあれですけども、何かこう、区民に対してお見せするという資料作りに心がけていただいたほうがよろしいのかなと。全般的に。別に環境まちづくり部だけじゃなくて、こう、議会に、委員会に出すっというは区民に向けた資料ですから、これが、見て、本当に分かる、伝えたいものなのかなというのを、魂が入るんじゃないかと、しっかりと説明し切れる資料作りを、ぜひ、国基準、東京都基準に基づいたような形で作成していただければ、従前の分かりやすい資料に戻るのかなと思いますので、よろしく願いいたします。返事は特に要りませんので。

（発言する者あり）はい。

次、行きます。いいですよ、一応。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。次、（2）千代田区公園づくり基本方針（素案）についてです。執行機関から説明をお願いいたします。

○千賀道路公園課長 はい。こちら、環境まちづくり部資料の3-1から3-3でございます。千代田区公園づくり基本方針（素案）についてでございます。こちらでございますが、委員会でもこれまで2回ご説明をしまして、本日は委員会で受けたご意見などで修正をしている、また、パブリックコメントでも同様なものがあつたので、そこにも触れております。

パブリックコメントの状況につきましては記載のとおりでございます。12月5日から20日まで実施して、44名で意見数106件というところがございまして、資料の3-3でございますが、一覧でお示しをしているところでございまして、本日その概要というものを資料の3-1のほうに記載させていただいております。3-1に沿って、まず説明をしたいと思います。

2の主な意見の概要でございますが、これ、本編、後ほど項番3で、これまで委員会でご指摘いただいた事項をページを追ってご説明したいと思っておりますので、ちょっと資料の中でご説明とさせていただきます。

まず、6ページ、方針が目指す目標水準、指標を記載したほうが良いということで、これは新たに指標を作成して記載しました。区民世論調査に基づく指標ということで、5年後60%、10年後80%ということで対応します。また、公園設置管理制度、Park-PFIに関する文面が理解しにくいということでございまして、こちら、民間活力の導入やPark-PFIに関する文面、こういったことは千代田区では導入の可能性が低いということで、これは全面削除いたしまして、参画と協働、区民と共に公園づくりを進めるということを加えました。

それから、60ページは、こちらはボール遊び、機能特化型の整備というところで、そのボール遊びという、遊び場というところが加えられていなかったもので、これは追記をしました。

それから、66ページに二つでございますが、公園整備の標準スケジュールを記載したほうが良いということで、それはスケジュールを加えております。それからPDCAサイクル、これが従前分りにくいというところのご指摘もございましたので、5年ごとに評価、10年後に見直し、それで20年後に改定という、5年サイクルの流れというところで考えていきたいと思っております。

その他のご意見といたしましては、冒頭二つ、この公園づくり基本方針の概要版あるいはこども用があるといいということで、これは今後改定の公表、あるいは冊子の配布などに合わせて作成をしていきたいと思って、並行して準備を進めております。

その他、様々なご意見を抽出したものでございますが、数々ございます。個別の公園の運用に関する事、あるいは個別の公園の要望に関する事など多数あったというところがございます。

2枚目のほう、PDFの2枚目のほう、3-1の2枚目のほうにお進みいただきまして、感想などというところもございました。この方針について期待をされているというところも受け止めたところでございます。

続いて、項番3の環境まちづくり委員会でのご指摘事項、これを資料3-2のページに沿ってご説明をしたいと思っております。

それでは、まずP5、PDFで言いますと、今、80分の10というところになります。まず、本編5ページ目をお開きください。はい。こちらでございます。

「方針の位置付けに関する体系図を分かりやすくした方がよい」と。従前分りにくいというところがございました。横型というところもございまして、その上位と下位の計画が分かりにくうございましたので、分かりやすく、縦型という体系図というところをお示ししたところでございます。

続いて、次のページですね、本編6ページでございます。「都市マスタープランに記載されたQOL向上についても関連した方がよい」ということで、こちらのご意見、あるいは、関連して、海外のメルボルンのダイバシティという考えですかね、そんなご事例もご紹介いただいたということで、5番、「これからの公園行政が目指す方向性」の中で、QOL向上がこの公園の取組に重要だというところを記載しております。それから、同じ

6ページ、「目指す方向性について区が取り組む内容に沿って記載するとわかりやすい」ということで、こちら、計画でもあるということ、目標水準、指標をしっかり示すというところをごさいます、これは大きな目標水準ということ、区民世論調査のデータを活用した指標ということ、本年度の数値、現況値35.7を基準とするということになりますが、5年後60%、10年後にその……「よい」という評価が80%を目指すというところをごさいます。

続いて、ページを少し飛ばしていただきまして、本編20ページでPDFが25になります。こちらをごさいます。「学校と公園の連続性についても重視することが重要である」というご意見がございまして、こちら、②、公園ごとの特色が出る機能の中、シンボル機能の中に、シンボル機能の下に記載がございすけども、小学校と隣接というところ、一つ、公園としての特性だということ明記をしました。

こういった記載を受けて、次の21ページをごさいます。機能マップについてですけども、こちらの小学校と公園が隣接するところ、これは一つの、区の公園の中で特性であるということ、白地の青抜きのところ明記をしております。

さらに、ここに関連いたしまして、少し飛びますが、本編46ページ、PDFの51ページ目になります。そちらに、隣接施設との連携も千代田の公園の特性だということ、これをピックアップしたコラムを作成して、事例といたしましては震災復興小学校と公園が隣接していることなどを挙げ、「公園のリニューアルにあたっては、周辺施設の整備とのシナジー効果などを見ながら検討していく」といったことを記載しております。

続いて、少し戻りまして、本編41ページ、PDFでは46になります。こちら、緑の記載というところ、関連して数々あるところをごさいますけれども、一つ、この、「区の特色をいかした公園づくり」というところ、「施策2-2 緑をいかしたうるおいある公園づくり」というところ、こちら、表題のほうが「緑」というところが記載がないというところをごさいますので、こういうふう書き加えて、数、より緑についての関連性を明確にしたということをごさいます。

続きまして、59ページをごさいます。本編59ページ、PDFの64になります。こちらをごさいます。右手の和泉公園でございすが、現在の進捗に合わせた内容ということ、現在、子ども部で進めております和泉公園と和泉小の敷地交換による一体整備の計画内容を反映して、その現状の記載内容というところ、今後に向けた和泉公園の整備の方向性というところをお示したところをごさいます。

続いて、66ページになります。本編の66ページ、失礼しました。PDFの71のほうをお開きください。こちら、先ほどもパブコメのほうでもご指摘あったところをごさいます。まず、「公園整備の標準スケジュールを記載した方がよい」ということで、こちら、具体的な標準の公園整備、5年を単位としてというところを基本としていますが、そういったところの表記、これは新たに追記をいたしました。続いて、その下、「PDCAサイクルの評価・改善時期を分かりやすく示した方がよい」というところ、こちら、先ほどもご説明しましたように、5年ごとに評価し、10年後を中間見直し、そして20年後に全面改定という、5年を単位として見直していくというところを明記したところをごさいます。こういったところを修正したということをご確認いただければと思います。

資料3-1にお戻りいただきまして、最後、今後のスケジュールでございす。本日も

紹介いたしましたパブリックコメント、意見公募の結果の公表とともに、今後、方針の改定をいたしまして、公表あるいは配布等に進んでいきたいというところでございます。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。説明が終わりました。前回、大分時間がたっていますけれども、昨年様々なご意見を頂きまして、修正のところを、行政の裁量の最大限やっていただいたのかなと思いますし、年度内に発表しなくてはいけないんで、本日が委員会としては最後です。あとは、5年後の見直しに向けた予算でのお話等々になってくるかと思うんですけれども、それでも、やっぱりちょっと、というところもあるかと思えますんで、委員の方、どうぞ。

○桜井委員 公園のまちづくりの方針の素案のところ、3-1ですよね。今、委員長がお話しになられたように、この件については、子どもたちのためにも、遊べる場所、または限られた公園数、その広さをいかに有効に使うかということがありますから、子どもたちにとってよりよい公園、また子どもたち以外の方たちが使うことについても様々に考えていかなければいけないというそういう案件で、大変大切な案件ですけれども難しい案件でもあるということだと思います。その中で、その3-1の、1番の意見公募のところを、前にもお話があったかもしれませんが、ちょっとかぶるかもしれませんが、ご容赦ください。

意見者数が44名ということで、在住者は38名ということが書かれておりますけれども、この在住者38名の年代というか、大体、例えばお子さんを持っていらっしゃる方が何人ぐらいだとか、またはご年配の方は何人ぐらいだとか、その分布がどういうふうになっているかということも、もし併せてそれを聞いた上での意見、先ほど意見のほうを見させていただきましたけれども、それを見た上での意見というものをやっぱり考える必要があるんだと思いますけれども、まずはこの38名について、どのような年代構成だとか、区として分かっている範囲で結構でございますから、教えてください。

○林委員長 お答えできる範囲でどうぞ、道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。年代構成につきましては、ちょっとこのパブコメの意見募集の際には要件として求めていなかったということなんで、ちょっと具体には分からないというところでございます。

○桜井委員 分からない。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 あの、意見を頂くときに何らかの年代の方に何人意見を頂く、この年代の方に何人頂くとか、ご年配の方に何人頂くとか、例えば長寿会で何人頂くとか、そういうようなこともしていないですか。

○林委員長 これはパブリックコメントの在り方で、参画と協働のガイドラインに基づいてやられているんだと思うんですけれども、基準って、千代田区で、年代というのがパブコメのときにあるのかどうかも含めて。ないんだとしたら、ちょっとやり方を……

○桜井委員 うん。

○林委員長 少し、今後パブリックコメントというのを充実させるんでしたら全庁的に変えていかないと……

○桜井委員 そうだね。

○林委員長 事案によってはいいんでしょうけど、こういった、有権者じゃない人の意見

を求めると、桜井委員の言われた、ここをもし聞いていくんだとすると、少し基準を全庁的に変えなくてはいけない、大きなお話にもなってくるんですけど……

○桜井委員 そうだね。

○林委員長 まあ、でも、大事というか、やらなくちゃいけないんで、（発言する者あり）ちょっとどうなっているんですかね、基準。パブリックコメントの、全庁的な基準。分かる人。いない。

○千賀道路公園課長 委員長。

○林委員長 千賀課長。千賀課長じゃない、道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。基準上はないというふうに所管のほうでは認識をしております。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 ないということですね。そうすると、ここに出てきた意見の集約されたものが別表のところに参考として出ておりますけども、この意見については、特に意見を求める基準というか、年代層というか、そういったものについてはないということですよ。場合によっては偏った年代層の方たちの意見を頂いたということもあり得ると。特に、この情報を、意見を頂きますよということが広報に出た。出たけど、その広報に出たものに対して対応ができる方ということがどれだけいらしたのかなということ、やっぱりそれを頭に入れながら整理していただいたご意見を我々は判断しなくちゃいけないと。そういうことになりますけども、そういうことでよろしいんですか。

○千賀道路公園課長 ちょっと、今回こういう形で意見を募集したというところでございまして、そういった、いろいろな課題があるというところは認識をしたいと思います。そういう……

○桜井委員 なぜこういう話をしているかということ、先ほど冒頭に言いましたように、千代田区の公園の数、また、その広さも、そんなに広いところというのは、そうたくさんあるわけでもありません。で、数も少ない。で、今までの使い方というのは、貴重なその広場を有効に使おうということで、公園の利用がされているわけですね。

今回、様々な要望の中で、子どもたちが自由に遊べる公園というのは一つのポイントになっているんだと思います。区長も盛んに話をされていましたが、ボール遊びができる公園、または花火ができる公園。ね。様々なことがご提案されています。で、今までボール投げができる公園というのは、公園の中にボードがあって、そのボードのところに、しっちゃんいけませんよという絵が描いてある。その中の一つにボール投げがあるんですよ。ボール投げって、ある。ね。そうすると、限られた広場の中で相反する、ボール投げをしたいという思いと、静かにそのところで休みたいとか本を読みたいとか、そこで弁当を食べたいとかという、公園を味わいたいとかという人たちとは、残念ながら使い方では相反するんですよ。ですから、これをやるに当たっては、かなり工夫をして、周知をして、お互いの、皆さんたちがお互いにこの公園もみんながうまく使えるようにするには大変な努力が必要だと、そう思うわけです。

その上で、さっき冒頭に、これからつくっていく公園について一番基本となる意見は、ご要望は、ニーズは何なんだということ、まずは判断の基準とするわけですから、そのときに、その年代層だとかの視点もしていない、出てきたものが何歳の方ぐらいのご要望

なのかということも分からない、そういうような情報を基にこれを考えていくということになると、よくよく、よくよく、やはり区民のニーズということをこれからの中でもしっかりと捉えていかないと、間違っただけに行ってしまうたら、これは困るので、それで僕は言っているんです。間違っていますか。

○林委員長 休憩。暫時休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時34分再開

○林委員長 委員会を再開します。

それでは、答弁から。道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。ちょっとお時間いただき、失礼しました。

パブコメのところというよりは、この方針を作成するに当たっては様々なご意見を頂き、特にお子様ですとかその保護者という方は、かなりの量、ご意見を頂いたところがございます。今後の公園整備に当たっても、広く公園の利用者、あるいはその公園に関わる人々、なるべく幅広くご意見を承って公園整備に反映するような、そういった取組は基本的に進めてまいりたいと思います。

○林委員長 あ、課長、パブコメの基準、もう一度。何とか基準って……

○千賀道路公園課長 あ。

○林委員長 ええ。に基づいてやったんで、今後の庁内で相談するというのを言っていたかかないと、せっかくの。どうぞ。

○千賀道路公園課長 はい。すみません。じゃあ、パブコメの基準、千代田区意見公募手続要綱というところがございますので、これに従って、今、各パブコメを行っているところでございます。こちらにはそういった属性要件が限られるというところがございまして、これは所管のほうにもこういう問題提起があったということは投げかけさせていただいております。

○林委員長 はい。何かある。

○桜井委員 一言だけ。

○林委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 まあ、そのとおりだと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、意見を頂くこと、そしてまた、5年後にはまたそれを検討していくということの道筋が立てられているわけですから、それについても、今、課長からご答弁がありました考え方に基づいて行っていただくと。大切なことだと思うので、よろしくお願ひをいたします。どうでしょう。

○千賀道路公園課長 はい。もう、委員のおっしゃられるとおりでございますので、そういった、しっかりご意見を承って整備に反映したいと思います。

○桜井委員 はい。

○林委員長 誰だ。1番に関連して。（発言する者あり）

○春山副委員長 じゃあ、関連で。

○林委員長 関連で。春山副委員長。

○春山副委員長 委員長、関連です。桜井委員のこれまでの、偏った声だけじゃないものをちゃんと整備に反映していくということ、すごい大事だと思います。

で、これからのことなんですけれども、これまでのことを今言ってもしょうがないと思うので、公園の進化に向けてというところで、今後、定量的データの収集分析をしながら、67ページですね、4章の6で、これを、その前のページのPDCAサイクルに合わせながら分析をしていくということだと思っただけなんですけれども、その対象となる公園がどうしたいかということのその要望だけでなく、そこのエリアに生活する人たちがどういう、こう、生理的な、身体的なニーズがあるか、それがどう公園なり空間が受け止められるかという逆の発想もちゃんと考えていかないと、もしかしたらこういう空間が、コモンスペースが欲しいとか、高齢者の方々が近くの方々とお話しする場所があったらいいなとか、中高生が学校帰りにちょっとみんなで寄れる場所があったらいいなというのが、対象が公園じゃなかったとしてもそういう空間が欲しいとかそういう時間が欲しいという要求をどうやって吸い上げながら、人流データとも合わせながら、地域のニーズとして把握していくということの逆の発想というのはすごい大事だと思うので、それを今後の進化に入れていただきたいのと。

今後のことなんですけど、このスケートボードパークは、例えばスケボーがしたい人のための公園なのか、だから誰のための公園なのかというのが見えてこない。和泉公園であれば、これは、じゃあ、子どもたち中心の公園にするのか、この千代田区民の6万8,000、まあ、昼間人口の人たちもいるけれど、この人口の分析があって、そこに対してこの公園はこの人たちの需要を満たすものなんだということが見えてこないで、何でこれ、スケートパークやボルダリングというのはどのくらいの需要があるのかという疑問が多分起きてきてしまうので、それはそれで、その需要があったのならいいと思うんですけど、それは全体の6万8,000の中の数%のための公園ですよというものが、別に可視化されてもいいと思うんですよ。であれば、今度、こういう人たちのための公園は次の段階で整備していく必要があるよねと、そういうマイルストーンも含めて、ターゲットに対しての公園なんだということをやっていたらいいかと、もやもやしたまま、次は何の公園ができるのか分からない、誰のための公園なのか、というようなのが区民の人たちの中に出てきてしまうと思うので、そういう見せ方というか分析の仕方を、次はしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

○千賀道路公園課長 大変貴重なご意見といたしますが、まず意見の収集の仕方というところでございますけれども、従来型のそういうアンケートとかそういうものも一つはございますし、世論調査をよりどころにするということもございます。ただ、今後、やっぱりデータ活用ですとかデジタルの活用、あるいはビッグデータ等、そういったものを公園の整備とかニーズ調査に活用すると。それは、まさに先ほどご指摘いただきました、公園施策の進化に向けてというところできちんと取り組んでいくものかなと。ほかにも具体的なフェイス・トゥ・フェイスというわけではないですけど、オープンハウスとか、そういったような手法も並行してもちろん進めていきたいと。そういったニーズ調査です。

○林委員長 数値のところでは——ごめんなさい、入ってしまって。お座りになって。

実際、スケボーで、体感的に聞いたのと、副委員長おっしゃるように6万9,000人区民のうち、何人がスケボーを持っていてやっているのかという優先順位が、つまるところでこれ、予算できっと入っちゃっているんでしょから、持っていてもいいんですけど、やっぱり、それが無いのに、飯田橋の駅前の貴重な、広場がないと言っている空

間にそれを突っ込んで入れるというのは、将来世代に対しても、要はニッチの市場を優先するんですかと、自分の支持——まあ、支持者と言っちゃあれだな、限られた方のなのか、不特定多数というか特定多数の駅前の貴重な公共空間をどういうふうに活用していくんですかという優先順位がきつと予算で捉えられて総括送りになっていくんだと思いますけれども……

○春山副委員長 総括送り……

○林委員長 何かデータが今の時点であれば。ない。ないんだったら、ないと確認した上でいけば、分科会がすごく楽なんで。（発言する者あり）

どうぞ、道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。スケートボードがどれぐらいのニーズがあるかというのは、アンケートの中では確かに記載はございましたけども、ちょっと具体的にどれぐらいかというところはございません。

○林委員長 すみません、途切ってしまって。どうぞ、続きで。

○春山副委員長 いえいえ。総括で……

○林委員長 総括で行く。

○春山副委員長 うん。じゃあ、一言。

○林委員長 はい。春山副委員長。

○春山副委員長 分かりました。代表のところでも区民の声のダッシュボード化なりデジタル化を可視化していくということを質疑させていただいているんですけども、それ、区民の人たちがどういうニーズがあって、どういう行動をしているのかということをやっぱりすごく大事だと思うので、今後検討いただきたいと思います。

○千賀道路公園課長 まさにこれから、（発言する者あり）この方針策定以降、やっぱり取り組んでいかなきゃならないかなという課題という認識をしてございます。今まではどうしても、直接、先ほど直接のお声というところで対応していたところもございますけども、そういう潜在的なお声がどういうふうにあるのか、あるいはそれがどういうふうに公園づくりに活用されていくのか、これはまさにこの方針を策定後に取り組んでいきたいと思っておりますので……

○春山副委員長 はい。

○千賀道路公園課長 はい、よろしく願いいたします。

○林委員長 どうぞ、岩佐委員。

○岩佐委員 パブコメの中に災害時の件についてのご指摘があって、なるほどそのとおりだなとちょっと思ったんですけども、今回のこの方針の中で公園全体の災害機能については、応急住宅ができたりとか延焼機能があるよねぐらい、要は公園がそこにあること自体が災害対策だよね、みたいな。（発言する者あり）それぐらいしか、ちょっと記載がないんですね、この最初のところ。公園全体が持っている機能として、応急住宅とかの絵つきで紹介されていた。ただ、このパブコメに載っているとおり、いざ、ニーズとしては10年に1回、もしかしたら30年に1回かもしれないんですけども、発災時に公園で求められている防災機能というのは結構たくさんありまして、例えば、本当にちゃんと車が入って、例えば給水車とかいろんな自衛隊の車が入って、いろんな炊き出しを行ったりす

ることの拠点になったりもしますし、マンホールトイレだとか、かまどベンチですとか、今からこの公園で防災機能を上げるということは、割と各自治体でもやっているところで、この、今、本当に今さらなのでちょっと言いにくいこともあるんですけど、全くこの防災に関しては、ここで空地として、空地、広い土地があることで延焼されないんですよぐらゐの防災機能として方針で位置づけてそれで終わりというのは、ちょっと防災機能として、例えば世田谷区なんかは、この公園にある防災機能というんで、すごいいろいろ紹介しているわけですよ。例えば太陽光のパネルですとか、給水の何とかとか。だから、かなり、この今回の方針というのは、遊ぶこととか居心地にすごい特化はしているんですけども、防災機能にほぼゼロだというご指摘は、もう少し受け止めたほうがいいんじゃないかなというのはちょっと思ったんです。ただ、ちょっと本当に今さらなので、できることも限られているんですけども、その辺は、ただ逆に、公園には防災として人が集まってきたら困るんだよねと、延焼機能ぐらゐで公園としては収めたいという考えであれば、それはそれでこの方針どおりだと思うので、ちょっとその考え方について、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○千賀道路公園課長 公園の防災機能ということで、一つ、全ての公園に備わっている機能というところでお示しをしているというところがございます。で、災害時応急住宅の仮設住宅であるとか、それ以前に地域の、例えば町会さんの防災倉庫を備えたりというところで、地域の防災拠点ではあるというようなところは、位置づけは、地域の活用の中ではあるかなというところがございます。

当区の場合、全区域におきまして地区内残留地区というところがございまして、今、公園が明確に避難場所という定義はされていないところがございまして、引き続きそういった地域における防災の拠点があるというところは、ちょっと、こう、今回の記載では十分ではないかもしれませんが、公園整備の中でしっかり、地域の機能というところで承っていきたいと思っております。

○岩佐委員 方針をつくっていかないと、一つ一つの公園で防災力が上がらないんじゃないの、という話なんですよ。なので、一応、ここじゃなくて、どこで決めれば、マンホールトイレが増えたり、応急の給水の施設が公園の中に組み込むことを、遊具と一緒にだと思うんですよ。やっぱり、こういう方針があって、こんな遊具が欲しいよねとか、こういう遊具をどんどん増やしていこうねと。まあ、スケボーもそうですよね。スケボーができる装置をつくっていきますよねみたいな話をこの手順でつくっていくんですけど、その中に、防災の、公園の中に防災機能を上げていくという装置、システムをどういうタイミングでどういうふうに入れればいいのか。じゃあ、逆に、公園にその防災機能を上げるためには、この方針を使わないでもできるんですかね。まあ、もちろんできるんですけど、その道筋が何かあれば教えていただきたいと思います。

○林委員長 道路公園課長。取っておいてもいいんじゃない……

○千賀道路公園課長 委員長、道路公園課長です。

ちょっと、地域防災計画等の記載というところはございまして、それをちょっとダイレクトに反映はしていない部分もございまして、先ほど申し上げましたように地域の利用というところ、地域のニーズに合わせてというところでは、そういった防災機能を今後取り組んでいく必要があるかなというところはございます。そういったことも含めまして、今

後、公園整備、個別の公園を整備する際には、そういった視点の防災の点の取組ですとかしつらえというものがどういうものが必要かというのを、これはその都度、しっかり、項目、質問、お聞きする項目として入れていきたいと思えます。

○林委員長 うーん。何だろう、あんまり予告先発みたいになってしまおうとですけど、例えば、野球場とかサッカー場になっている外濠公園は、震災時、ごみ捨て場になる。でも、1か所しか、千代田はないんですよ。そうすると、本当に神田の人が外濠公園まで、自宅残留ですけど、ごみを持っていけるんですかとなると、近隣の公園に一時置かなくちゃいけないかもしれない。そうすると、遊具をつくるよりも、広場をいっぱいつくっておかないと、ごみはとてもしゃないけど間に合わないとかってなってくる。ですよ。そういった、上からの、上からというかな、全体的な防災の視点というの、きっと、多分再来週ぐらいに言うんだと思うんで、ちょっと、よく、どういう視点かまとめておいていただければ。で、5年後のときは、やっぱりそういうのを示してもらいたいんですよ。避難所の隣の公園はそんなになるんだらうとか、何かこう、やっていかないと厳しいのかなと。限られた……なんで。ちょっと予告過ぎましたか。優しい。（発言する者あり）はい。

小枝委員。あんまり言い過ぎちゃうと……

○小枝委員 いや、今日示されているのは、これ、「（素案）」となっていますよね、「公園づくり基本方針（素案）」ということで。そんな、ここから確かに分厚く書くことは困難かもしれませんが、公園における防災機能については強化していくということ、明記すればいいではないんですか、まずは。それがないと、ちょっとこの、非常にこの間、最初案からすると、パブコメをして、いろんな意見を入れて、私はよくなったとは思いますが、けれども、さらに5年待とうというのは建設的じゃない気がするんですよ。だから、書き込んでいくもの、そしてその間において、その部分はもう一回ちゃんと強化しようと思うものは、一行でも盛り込んでいくというほうが建設的なんではないかというふうに私は思いますが、どうでしょう。

○林委員長 うん。答えるか。5年後まで待たないといけないか否かということ。

道路公園課長。

○小枝委員 いや、というか、もったいないよね。せっかく……

○千賀道路公園課長 はい。この、本日素案としてこれまでの委員の皆様のご意見も踏まえて反映させていくというところがございますけども、各方針の、方針の1の区民ニーズに寄り添った公園づくりとか、そういったところの個別の項目に少し、防災について書き足すというところは、微修正という形でございますけども……

○小枝委員 うん。そうそうそうそう。

○千賀道路公園課長 検討はしていきたいと思えます。（発言する者あり）

○林委員長 あの薄い、どこというわけじゃ、議事録を読み返してみましたけれども、この当委員会ですら大事な報告事項になっていましたけど、私もそちら側の席で結構時間のない中で言いましたけど、陳情審査ですとか都市計画決定ですとか、膨大な時間をやって、この公園というのが、まあ、検索すりゃいいんですけど、ほとんど私が、まだやるのかこの時間でというぐらいやっていて、大事だったんですけども、ここを皆さんと共有できてありがたかったです。別の予算とかも、あんまりここで言っちゃいけないんですけど通じながら、よりいいものに、ね、少し、せっかくやっていたいでなんで。ただ、素案を外

さない、多分もう、年度でもたないんですよ、きっと。で、ここだけは正副でちょっと、スケジュール感のだけ、資料でいろいろ言うとパワハラと言われちゃうんで駄目ですかと聞いたら、（発言する者あり）ちょっと厳しいんですけど、比較しちゃういけないけど新宿は、計画、整備計画って出しているんですよ。ここは方針なんで、かなり、計画よりは柔軟性があるとか思い入れが、優先順位が行政内部で低いのか、渋谷区に比べて。で、計画まで盛り込めるようにいけりゃいいですよっていうのが思いますが、まだ何かありますか。あとは、もう予算。独り言ですけど、予算で。うん。だから、防災も予算で、防災も、あ、予算は入れないのか。うん。大丈夫。（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）ええ。だからもうこれで、大変いいご意見をパブリックコメントでも頂いて、いい視点もありましたし盛り込みながら。うん。よく、昔の先輩は、計画とか方針はつくって終わりじゃないんだと熱く熱く言っていた方もおられるんで、そのとおり実践していければ、我々もいいのかなと思いますし、皆さんも大変でしょうけども、本当に期待していますので。

住民の、さっき言い忘れた、公園等、子育て世代は児童館と図書館も実はすごく区に恩恵を受けているなと思って、この3か所と、あと、まあ、保育所は民間もあるんですけど、区特有のと言ったら、もうそれぐらいしか、民間が進出できない3カテゴリーですよ。公園もできないし、児童館も、まあ、あるといってもなかなか難しいし、図書館もできないんで、本当に期待していますので、ぜひ一緒に、これに終わることなく取り組んでいただければと思いますが、何か、部長が何か一言言って締めますか。あ、所管じゃない。大丈夫。はい、はい。まあ、予算でどうせいっぱいやりますけどね。

環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 はい。今日で、公園づくり方針、今日で3回目になりますけれども、いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。この、まだまだ盛り込まなければいけないところとかもあるかもしれませんが、今回1回、これ、仕切りをさせていただきまして、この後、また区民の意見を聞きながら、個別の公園につきましては整備なり改修なりをしていきたいと思っていますので、引き続きご指導のほうをよろしくお願いいたします。

○林委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 よろしいですか。いいですか。では、一旦休憩をしましょうか。

午後2時54分休憩

午後3時04分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。（発言する者あり）

続いて、報告事項の（3）建築物省エネ法、建築基準法の改正について、執行機関からの説明をお願いいたします。

○武建築指導課長 建築物の省エネ法、建築物の改正について、資料4-1、4-2でご説明いたします。

この法改正は、本定例会で手数料条例として提案するに当たり、2月17日の本委員会でご説明させていただきましたが、多々ご質問を頂きましたので、その資料を作成しましたので、本日ご説明させていただきます。

まず、法改正の経緯でございますが、前回もご説明しました2050年の脱炭素社会を目指すために、令和7年4月1日から施行予定の「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費の向上に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、建築物エネルギー消費性能基準の適合義務付け、建築確認の検査対象が見直されたということでございます。

2番の主な改正内容、建築物の省エネ法でございますが、こちらにつきましては春山副委員長のほうからご質問いただきまして、省エネ基準の評価基準についてということでございます。建築の省エネ基準につきましては、外壁・屋根・窓等の断熱性能、外皮基準と言われておりますが、そちらの基準が、まず一つ、省エネ基準に合っていないといけないということで、2番目としては、空調・給湯等の設備機器の一次エネルギー消費量というのが基準がございまして、それ以下に収めるところが二つに合致する必要がございまして。今回の改正につきましては、全ての新築住宅・非住宅が省エネ基準に適合が義務付けられるということでございます。

下の黄色い部分、「新たに適合義務」となっております黄色の部分、4月1日から適合義務化されるということでございます。こちらの実績の想定としましては、令和5年度実績を上げさせていただいております。区の案件、延床面積1,000平米以下のものについては、確認済証が計89件ございました。非住宅の適合部分については57件ありましたので約3分の2が適合義務化でございましたが、今後新たな適合義務はその他の3分の1、約30件ほどが適合義務化となると想定されております。

下の②の省エネ基準、こちらについてもご要望がございましたので、ちょっとまとめさせていただきます。

現在の省エネ基準に関しましては、平成一一失礼、平成28年に基準が制定されておりました。その後、令和6年度、大規模な非住宅については基準が引き上げられ、7年の4月には全対象義務化ということになっていきます。その後、令和8年度に関しましては中規模の非住宅が引上げを予定しております。令和12年度、2030年度になりますが、全建築物がかなり引上げを予定しているということでございます。

③番の省エネ基準に適合させるための追加コスト、岩田委員からご質問いただきました。基準が適合義務化になることによって追加コストはどれくらいになるかということでございますが、こちらにつきましては、資料の4-2、別の資料を見ただけだと思います。こちらの、開いていただきますと、横の省エネ基準に適合させるための必要な追加コストの試算例ということで、こちらは国土交通省の社会資本審議会の分科会で作成された資料で、ちょっと、作成されたのは平成30年となっております。この工事の予定金額が平成27年度となっておりますので8年前の資料でございますが、その後、年に2%から4%程度コストが上がっているというデータもございましたので、8年程度たっておりますので、約2割程度がこの追加コスト、大規模とか中規模、小規模の追加コストがございまして、2割程度足していただくのが目安かと思っております。また、上の黄色い部分に書かれておりますが、今回の適合することによって、建設費としては約1.3%から4%必要ではないかという試算がございまして。あと、ちょっと細かいところでございまして、小規模住宅の具体的な追加措置ですね、どういったことが適合するためには必要かということで、小規模住宅の中の基準を適合させるための追加措置、小規模住宅の中の隣

を見ていただきますと、外壁に関しましては、今までは、大体、グラスウールを35ミリのものを使っておりましたが、省エネ基準に適合するためにはもう少し厚い85ミリが必要と、そういうものがございます。ガラスにつきましては開口部とありますが、単層がメインでございましたが、今後複層にすることが必要になってくるということでございますので、ご参考にしていただければと思っております。

では、もう一度、4-1の2ページ目に戻っていただけますでしょうか。こちらについては、建築基準法の改正になっております。太陽光パネルの設置や断熱性能によって重量化する、小規模なものについても重量化してきますので、そういった構造規定の審査が対象になってくるということで、令和7年4月から施行されるものでございます。建築基準法では、用途、規模により確認審査対象が異なりまして、下の図でございますが、現行は1号から4号までありまして、そちらの中の、旧4号のものが新3号になるということで、一部が新3号になりまして、あとは、見ていただきますと、新3号、今までは旧4号のみが構造審査の規定の対象外となっておりましたが、新3号、1階かつ延べ床200平米以下のみが構造審査の審査省略になるということで、そういった構造上重たくなるということで、審査対象を拡大していくという流れがございまして、こちらの資料でご説明させていただいたというところでございますので、こういったことによって、審査対象の審査料が変わるということで、今回、手数料条例を提案させていただいたものということでご理解いただければと思います。

説明は以上でございます。

○林委員長 はい。前回の委員会の際に皆さんからご指摘していただいた、資料の変更ですよね。企画総務委員会で、本日、議案審査がなされた資料とはちょっと違うんですが、所管に絞った形ですので、いいですかね、共有いたしまして。どうもありがとうございました。今後もまた、区民が分かりやすい資料の作成をよろしくお願いいたします。

○武建築指導課長 はい。

○林委員長 では、次に行きます。続いて、報告事項――あ、ごめん。言わなくちゃいけないんだ。大事な、本件については、企画総務委員会に付託されました議案第13号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に関連するものですので、手数料に関わる審査とならないようにご協力いただいて、ありがとうございました。（発言する者あり）法改正に関する質疑などあったら言っていただきたかったですけれども、というところです。

はい。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。

次に、（4）第5次千代田区一般廃棄物処理計画（案）に対する意見公募の結果について、執行機関からの説明を求めます。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見公募の結果につきまして、環境まちづくり部資料5に基づきましてご報告をいたします。資料5をご覧ください。

まず意見公募の概要でございますけど、資料の1枚目でございます。こちらにつきましては昨年の12月19日、当委員会にご報告をさせていただきました第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、昨年の12月20日から年明けの1月の10日まで意見公募を実施させていただきました。募集方法は、区のホームページや電子メールなど記載の方法により行っておりまして、周知方法としましては、広報千代田12月20

日号、区のホームページにより行い、計画案の閲覧としましては、ホームページや清掃事務所、各出張所、区役所の情報コーナーで実施させていただきました。

その結果、項番2ではございますけれども、意見者数としましては、在住区民が6名、その他2名、計8名の方からご意見を頂きました。

ご意見の数としましては、項番3にございますように、「資源循環の更なる促進」や「策定内容の記載」、「事業系ごみの更なる削減」など、記載にありますとおり、12の区分で計30件のご意見を頂きました。頂きましたご意見の概要と区の考え方につきましては、資料の2枚目以降に、5ページにわたりますけれども、そちらのほうにまとめさせていただいております。また、この意見公募の結果につきましては、区のホームページで公表いたします。

ご報告は以上でございます。

○林委員長 はい。また、パブリックコメントについてですが、委員の方、何かございますか。ない。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ない。はい。では、終了いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 次に、（5）九段南一丁目地区のまちづくりについて、執行機関からの説明をお願いいたします。

○江原地域まちづくり課長 それでは、九段南一丁目地区のまちづくりについてご説明をさせていただきます。環境まちづくり部資料6、ファイルで言いますと、06、一番下のファイルのほうをご覧ください。

九段南一丁目地区は、北・中・南地区一帯のまちづくりを進めていくにあたり、北地区は市街地再開発事業、中・南地区は土地区画整理事業として、令和5年12月に地区計画、令和6年3月に市街地再開発事業の都市計画が決定し、現在、事業実施に向けた検討を進めているところでございます。

今般のご報告につきましては、こちらの北地区の市街地再開発事業ではなく、中・南地区で実施する土地区画整理事業実施に伴う内容になります。現在、資料左下の現況図でピンクの矢印で表示している部分が通行可能箇所となっておりますが、令和7年4月以降、中・南地区の土地区画整理事業着手に伴いまして、右の図の令和7年4月中旬以降というところの右の図のピンク点線部分、中地区内を貫通する区道部分の一部閉鎖予定をしております、通行可能箇所が右の図のような形になります。この区道一部閉鎖に伴う車両や歩行者への影響でございますが、区道閉鎖の範囲は右の図の点線部のこちらの内堀通りへの通り抜け部分のみということで、内堀通りや日本橋川沿いへの動線はそのままなので、行き止まりにはならないということ。また車両に関しましては、交通量調査の結果、12時間で17台の利用というところで、周辺含め大きな影響はないというふうに考えているところでございます。歩行者に関しましても、一部迂回が生じるものの、周辺含め大きな影響は生じないと考えておりまして、本庁及び所轄の警察とも協議、確認をしております。

今回の区道一部閉鎖につきましては、当地区のまちづくりを段階的に進めていくに当たって、先行して中・南地区の建築行為等が可能となるよう、移転後の土地の権利を全員担保する、区画整理事業の仮換地指定という手続を経て行うものでございます。北地区内は、

再開事業の工事着工までの間、道路の使われ方は現況のままとなります。なお、区道の廃道に係る手続きにつきましては、北地区再開事業認可後となります。

また、今回の区道の一部閉鎖に先立ちまして、広報への掲載と現場での掲示による周知を予定しております。今後も当地区の進捗については適宜ご報告をさせていただきます。

今般の説明は以上となります。

○林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方から何かございますか。

○春山副委員長 ちょっと、今回の報告の区道の件と直接関係するわけではないんですが、ここに将来街区の形状がお示しされているので、そこについて質問させていただきます。あと、前回の委員会、2月17日の環境まちづくり委員会で報告のあった日本橋川のにぎわい創出の検討委員会のところとの関連性についてお伺いさせてください。

ここ日本橋川沿い、区道が、区道312号拡幅で4メートルから8メートルになると書かれているんですけども、この拡幅は道路用に拡幅されるんですか。それとも歩道用に拡幅されるのか、この拡幅の目的について教えてください。

○江原地域まちづくり課長 今回の拡幅につきましては、今現在、この区道、ここの部分の区道につきましては、4メートルということで、歩道がないような状況、歩道もないような状況で4メートルとなっております。今回、8メートルに拡幅をしますけども、4メートルを車道。4メートルを歩道というような形で構成してまいろうと考えております。さらに、北地区、中地区側の敷地側には2メートルの歩道状空気を設けますので、全体で、日本橋川沿川につきましては10メートルの道路状空間と、幅がですね、ということになりますので、そのうち車道が4メートル、歩行空間として6メートルというようなバランスになってくることを予定しています。

先ほど日本橋川検討会の話も少し出ましたけども、一方で、今、東京都が事務局となって、日本橋川沿川全体、連続性を持った形でどういった形で整備を進めていくかというような取組方針について議論がされているところでございます。今後この10メートルのこの幅の中で、まずは人を優先にした形で、どういうふうな空間構想をしていくかというのは、その検討会ともちょっと連動しながら検討していきたいというふうに考えております。

で、まあ、車は通るんですけども、日本橋川の川沿いには歩道をプロムナードのような形で確保して、実は今回の事業で、対岸の367号線の部分も雉子橋通りのところまでずっと整備をしていくということで考えておりますので、これらも含めて、人中心の、居心地のいい川の沿川の空間づくりというものは一体的にやっていきたいというふうに考えています。

その検討につきましては、またパース等も使いながら、適宜共有をさせていただきながらご議論させていただければと思っております。

○春山副委員長 ご説明ありがとうございます。この10メートルの空間なんですけれども、歩道状空地2メートルに車道4メートルで、4メートルの歩道、歩行空間ということで、10メートルの間に車道があるということですか。（「8メートル。」と呼ぶ者あり）

あ、8メートル。で、歩道状空地が2メートル。でも、歩道状空地2メートルと車道4メートルの4メートルが川側に歩行空間ができると。ということで間違いはない。

○江原地域まちづくり課長 今、区道部分につきましては、4メートル、8メートルに拡幅をするということで考えていまして、敷地側に1.25メートルぐらいの歩道、そこから川沿いにかけて車道4メートルで川沿いに2.75メートルの歩道というような形で考えています。ただ、ここの断面構成につきましては、ちょっと今後もあらゆる検討の中で若干変わってくる可能性はあるかなと思っておりますので、ちょっとまとめると、敷地側に2メートルの歩道状空地、で、道路は区道が8メートルと。敷地側から換算すると2メートルの歩道状空地と1.25メートルの歩道で3.25メートルの歩行空間で4メートルの車道で、川沿い2.75メートルの歩道のアプローチをつくるというような構成を、今はちょっと置いているというところです。

○春山副委員長 もう一点、区のほうでは、ここの人の人流のネットワークというのを、どういうことを考えて、この空間設計をしているのかということをお伺いさせていただきます。九段下の駅を中心に、ここを人のたまり場もできるようにするというふうな計画だというふうに認識しているんですけど、そこから日本橋川にかけて、やはりその空間設計というのをきちんとしていかないと、結局、人のにぎわいは生まれず、車が入り込んでくるようなところには、やっぱり、人は歩かないですし、その車の在り方というのと駐車場の配置計画とを、どういう計画を区としては考えているのか、ご説明いただけますか。

○江原地域まちづくり課長 資料の右上のほうに将来街区形状を載せておりますけども、今、内堀通り側に北地区、中地区、で、南地区は将来的になるんですけども、整備をする際にはアトリウム空間をつなげていくと。そこは内堀通りの歩道拡幅と併せて、そういったたまりの場、滞留空間として、連続性を持って千代田区側にもアプローチをしていくと。雨にぬれずに行けるような空間をつくっていくということ、人の主動線的なネットワークとしては内堀通り沿いをメインに据えているところかなと思っております。

北地区の中では、九段下駅を出て、地下にも1階部分にもそういった駅前広場的な滞留空間を地区施設にも位置づけてつくりますので、そういったことから、どうしても主動線的には内堀通り側に寄ってくるかなと。ただ、一方で、先ほど副委員長からご指摘あったように、区のほうで川沿いのガイドラインもつくっている中で、日本橋川のほうに背を向けないような形で空間を構成していきましようというような方向性もある中で、人の主動線的には内堀通り側なんですけども、日本橋川沿いも決して裏にならないような形でその表情づくりをしていく必要があるかなというのが今の認識でございます。

あとは、一応、車というところではあるんですけども、極力、車については、北地区、中地区にアプローチする車以外はなるべく通らないような工夫をしていくとか、あくまで人中心の空間構成になるような工夫を、区のほうもちゃんと指導・監督しながら、指導・監督というか、ちゃんと東京都とかを含めて調整しながら、検討を進めていきたいというふうに思っています。

○春山副委員長 最後に一言だけ。

先ほどの前半の委員会の報告のところのゼロカーボンとゼロウェイストに向けた、ネイチャーポジティブも含めて、千代田区でのこの宣言をしていくということとの整合性を考えていくと、公共交通をできるだけ使う、脱炭素化に向けて推進していくという区の方角とこの九段下のまちづくりが、区役所と近いというところもあります、区有施設もあるというところで、もう合致していくような政策としてきちんと捉えていただきたいと思います。

ます。駐車場の附置があるから仕方がないということなのかもしれないんですけど、やっぱり車の乗り入れだったり、都市の木質化というのもきちんと取り組んでいただきたい。

先日、港区からずっと、江戸川区も回って、各区の川の状況がどうか、川沿いもどう使われているのかということ、ちょっと調査をしていたんですけど、やっぱり本当に川から見た都市がすごく貧弱。で、江東区のところは、川の整備をしたのにもかかわらず両脇が車道なんですよ。その離れたところに、こう、歩道が、歩道というか空間があるので、結局その川と人の行動が接続していかない。本当に川はきれいにしたけど閑散としている。それ、問題は車道ですよ。そこに、本当は、そこに車道空間に、じゃなくて、お店とかが川側を向いていけば人のにぎわいが生まれるんですけど、そういうその1階の、どこに目を向けていくのかという、人の行動を変えられるような空間計画というのを、しっかりと今回はつくっていただきたいと思います。

○江原地域まちづくり課長 今、春山副委員長のほうからおっしゃった視点のほうは非常に大事なところだと思っていますので、その辺りはきちんと留意した上で庁内横断的な協力、連携もしながら、きちんと進めてまいりたいと思っています。

○林委員長 はい。

ほか、ある。小枝委員。

○小枝委員 時間……

○林委員長 大丈夫ですよ。

○小枝委員 ここ、たしか、住友さん。（「住友」と呼ぶ者あり）ですよ。と、どうしても特徴的な、今は、何でしたっけ、神田スクエアとか、ああいう、一つ、豊かな空間づくりということもなさっているというふうに思うんですけども、ここ、九段南のところにどういう例えば植栽計画を持っていくのかとか、やっぱり、こう、ビル風も相当強くなる可能性もあるし、あとはベンチとかそういう優しいものを置いていくのかとか、そういうことが事業者さん側だけの提案に任せていくのではなくて、区の方針というものをやっぱりこの九段の交差点の周辺をどういう空間にしていきたいのかということのビジョンがやっぱりあったほうがいいんじゃないかというところは、ぜひお願いしたい。たしか120メートルでしたよね、ここのところ。

○林委員長 140。

○小枝委員 そんなようなイメージ。違ったっけ。

○林委員長 170。（発言する者あり）

○小枝委員 170は北でしょ。（発言する者あり）北でしょ。中は130でしょ。それで、まだ、南は、（発言する者あり）うん、やらない。まだ、やらない。でも、中が動きますよね、当然ね。そういう日程感ですよ。で、次に北が動いていこうと。これはまた予算委員会等になるのかもしれないけれども、この北のほうも動き始めてからでは遅いので、ここは植栽だけではなくて、やっぱり地域貢献施設の大詰めというところを、もう間に合いませんという話ではないはずなので、やっぱり詰めないといけなかなと、かなり大きな文化施設に対する容積緩和があったと思うので、その辺のところもできるだけ区民の意見を反映する形で示していただきたい。その日程も含めてご答弁ください。

○江原地域まちづくり課長 はい。まさしくご指摘のとおりかなというふうに思っております。事業者がつくってきた計画をそのまま受け取るだけじゃなくて、区としてどうして

いくんだということは、環境面にせよ空間構成にせよ、きちんと意見として区として伝えていきたいと思っておりますし、あと北地区の再開事業区域内には区有施設がございますので、5階以下は規制用途という言い方をしていますけども、そういった公共公益施設が入ってくるという中で、最も区民にとってよりよい形でその施設を構成できるように、庁内横断的な体制の下、協議、調整していきたいなというふうに考えております。

非常に大事な立地の床になりますので、その辺りは区としても最も最適解となるよう、部内横断的な連携の下、調整をしていきます。

○小枝委員 すみません。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 以前、景観審議会に入っていたときにですけども、昔の、古い話で、フェーモントホテルがあったところの三井のマンションが建つときに、景観審議会で石井幸子先生が委員会に入っていまして、それで植栽計画をずばりいろいろおっしゃって、それ全部受け止めますと言って変えられたんですね。それは多分皇居の連続性というコンセプトだったと思うんですけども、正解は一つじゃないと思いますが、やっぱりそこら辺が一本決めではなくて、みんながいいなと思うような、腑に落ちるような内容になったほうがいいんじゃないかと思うので、それはもう大詰めなんじゃないかと思うので、ぜひ、早いうちにお願ひしたいと思います。

○江原地域まちづくり課長 はい。もう決まってからではなくて、まだ植栽計画とか今後のお話ですので、先ほどの石井幸子先生の話も景観審議会でそういうコメントをしているという経緯がございますので、その辺りもちゃんと受容しながら……

○小枝委員 石井さんはいないですからね。いらっしゃらないのでね。

○江原地域まちづくり課長 そうです。その辺りはきちんと、（発言する者あり）早い段階からお示しをしていきたいなというふうに思っております。

○小枝委員 会議にいらっしゃらないので。（発言する者あり）うん。会議にいらっしゃらない。（発言する者あり）

○春山副委員長 関連。

○林委員長 関連。春山副委員長。（発言する者あり）

○春山副委員長 すみません。関連で1点だけ。

しつこく言っているこの日本橋川の水質の改善と環境政策のところなんですけれども、やっぱりこの水質の改善をしていく上でも、グリーンインフラの導入であったりとか、そこ一帯をちゃんと環境改善していくんだという区の姿勢もすごく大事だと思うので、ぜひ、そこは、シンボルになるような、ぜひ計画にしていきたいと思います。

○江原地域まちづくり課長 そこら辺りは、この九段のこの地区のみではなくて、先ほどの日本橋川検討会で、そういった水質改善ですとかグリーンインフラの話題も入っております。その辺りの思想というのはこの日本橋川、九段の日本橋川の沿川を検討していくに当たっての前提になってくるかなというふうに思っておりますので、十二分にその辺りは踏まえた上で検討していきたいと思っております。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 そんな大きな話じゃないんですけども、ここの工事では、この工事の仮囲いをちょっとおしゃれなものにさせていただいているなというのを、これ、ここの通り全部

にやっぱり仮囲いが単なる真っ白の無機質なやつだと、工事中って、結局3年とか4年とかずっと同じ、もっと、こう、おしゃれな、（発言する者あり）本当にヨーロッパとかだと……

○林委員長 松の絵がいいんじゃない。松の絵、黒松。

○岩佐委員 ヨーロッパだと、本当にちょっとだまし絵みたいな、よく見たら、これ、建物じゃなくて工事の仮囲いじゃんみたいなものとか、よく見たらこれ、木じゃなくて絵じゃんみたいなところもあるんですけど……

○春山副委員長 松林。

○林委員長 松林。黒松の。

○岩佐委員 ただ、それが本当に、景観としては一つ、一体となっていて、やっぱりこれ、九段会館の真ん前で、美しい九段会館のこちら側が3年も4年もずっとこの無機質な、単なる壁という、夜もめっちゃくちゃ暗いので、ちょっとそこにはご配慮いただけるように、工事がまた本格的に始まりそうなので、ぜひそれをお願いいたします。

○江原地域まちづくり課長 私も、真っ白というのはちょっと寂しいなと思いますので、そういった可能性、ちょっとこの場でこういうことをしますというのは、ちょっと断言はなかなか、条例との関係とかもあるのでできないところではあるんですけども、可能性として、ちゃんと検討していきたいと思っています。

○林委員長 よろしいですか。

○岩佐委員 はい。

○林委員長 最後に1点だけ確認で。これ、区道が通れなくなるんですけども、別にお金が入ってくるとかじゃなくて、ただで勝手に廃道して貸してあげるということでいいんですよね、（発言する者あり）使用料とか。さっきの減免……

○春山副委員長 取れるものは取っても……

○林委員長 取れるものは取るという、電柱も、とか、埋設物もあるんでしょうから、どんなあれなのかなと思って。

課長。

○江原地域まちづくり課長 すみません。ちょっと、区画整理事業で、今回、区画整理事業の中で、中・南地区は交換分合して道路を付け替えていくということなんですが、仮換地指定というものがございまして、工事は非常に長い期間かかってしまうので、区画整理事業って、再開発事業の権利変換みたいな手続が一番最後に換地処分という形であるので、その手前で仮換地指定というような形で、従後の形態で使用を許可するというような、区画整理事業の中のさばきでやっていくということになっていますので、ちょっとそういった形で、道路部分を貸すというよりは区画整理事業の、区画整理事業法98条に基づく手続でこういったことが可能になっているというところの、構図にございますので……

○林委員長 使用料は入らない。

○江原地域まちづくり課長 使用料とかは取らないという形になっています。

○林委員長 はい、分かりました。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。それでは、報告事項を終了いたします。

次に、日程3、その他に入ります。委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

執行機関の方は。（「ございません」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、本日は、本当に初めて言える、この程度をもちまして、（発言する者あり）委員会を閉会いたします。（発言する者あり）お疲れさまでした。（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）いつも、長時間にわたり、ありがとうございます。

午後3時37分閉会